

# ビジネスと人権に関する国別行動計画

ビジネスと人権の枠組みに向けた国家コミットメントの  
策定・実施・評価のためのツールキット  
(仮訳：アジア経済研究所)

本編



THE DANISH  
INSTITUTE FOR  
HUMAN RIGHTS



# ビジネスと人権に関する 国別行動計画

ビジネスと人権の枠組みに向けた国家コミットメントの  
策定、実施、評価のためのツールキット  
(アジア経済研究所：仮訳)

2014年6月

デンマーク人権研究所 (DIHR)  
企業の説明責任に関する国際円卓会議 (ICAR)

THE DANISH  
INSTITUTE FOR  
HUMAN RIGHTS



**デンマーク人権研究所 (DIHR)** とは、デンマークの国立人権機関である。当機関の使命は、デンマークと海外における人権と平等な待遇を促進・保護することだ。人権とビジネス部門は人権尊重における民間企業の役割に特化した DIHR の専門部門である。

**企業の説明責任に関する国際円卓会議 (ICAR)** とは、人権、環境、労働、開発に関する連合組織で法的枠組みの創出、促進、保護を行い、企業のグローバルな事業における人権尊重を確実にするための法的枠組みの保護を行っている。

## レポート執筆者

Claire Methven O' Brien  
DIHR、専門アドバイザー  
cob@humanrights.dk

Amol Mehra  
ICAR、理事  
amol@accountablityroundtable.org

Cathrine Bloch Poulsen-Hansen  
DIHR、アドバイザー  
cph@humanrights.dk

Sara Blackwell  
ICAR、法律・政策担当  
sara@accountabilityroundtable.org

## 研究アシスタント

Mahmood Bakkash (ICAR、法律・政策インターン)  
Emily Crawford (DIHR、インターン)  
Nicole Santiago (ICAR、法律・政策インターン)  
Nicole Vander Meulen (ICAR、法律・政策インターン)

## 目次

用語 .....	i
謝辞 .....	ii
概要 .....	v
第1章：はじめに .....	1
1.1. 方法論 .....	3
デスクリサーチ及び分析 .....	3
コンサルテーション .....	4
1.2. レポート概要 .....	7
第2章：国別行動計画（NAP） .....	8
2.1. NAP とは何か .....	8
人権にかんする国別行動計画 .....	8
企業の社会的責任（CSR）版 NAP .....	9
その他の NAP .....	10
2.2. ビジネスと人権に関する NAP の最近の動向 .....	10
国際連合 .....	10
欧州連合 .....	11
欧州評議会 .....	11
その他の地域 .....	11
国家 .....	11
結論：NAP の利点と課題 .....	12
第3章：ステークホルダーの見解 .....	15
3.1. プロセスと資源 .....	15

3. 2. 取り組み領域、内容、優先事項.....	17
<b>第4章：国別行動計画（NAP）ツールキット.....</b>	<b>22</b>
4. 1 ツールキットの目標.....	22
4. 2 ツールキットの構造.....	24
4. 3 ツールキットの利用者.....	27
4. 4 ツールキットの主要な概念.....	28
人権に基づく開発アプローチ.....	28
人権測定及び人権指標.....	29
<b>第5章：国家基礎評価（NBA）テンプレート.....</b>	<b>32</b>
5. 1. 基礎評価とは何か.....	32
5. 2. アプローチと構造.....	32
5. 3. テンプレートを国家の文脈に適用する.....	37
5. 4. 基礎評価のプロセスに関する推奨事項.....	38
<b>第6章：国別行動計画（NAP）ガイド.....</b>	<b>41</b>
6. 1. ガバナンスと資源.....	42
NAP プロセスのリーダーシップとオーナーシップ.....	42
適切な資源配置.....	43
6. 2. ステークホルダーの関与.....	43
ステークホルダーによる効果的な関与.....	43
6. 3. 国家基礎評価（NBA）.....	45
NAP の土台としての NBA.....	45
6. 4. 取り組み範囲、内容、優先事項.....	46
NAP の範囲.....	46

NAP の内容 .....	47
NAP の優先事項 .....	48
<b>6.5. 透明性</b> .....	48
全てのステークホルダーに対する完全な透明性 .....	48
<b>6.6. 説明責任とフォローアップ</b> .....	49
履行義務の所有者が実施責任を負う .....	49
<b>第7章: NAP のモニタリングと評価</b> .....	51
<b>7.1. オプションのマッピング</b> .....	51
国内レベル .....	51
国際レベル .....	52
<b>7.2. NAP フォローアップ: 短期・長期目標</b> .....	56
<b>結論</b> .....	58
<b>付録</b>	
<b>付録 1: ビジネスと人権の枠組み</b> .....	59
国連「ビジネスと人権に関する指導原則」 .....	59
その他の法律文書や指針 .....	60
マルチステークホルダー・イニシアティブ .....	63
<b>付録 2: 最近の NAP の動向</b> .....	65
既存の NAP .....	65
草稿段階の NAP .....	66
検討中の NAP .....	67
その他の動向 .....	68
<b>付録 3: コンサルテーションのサマリーレポート</b> .....	71

欧州市民社会とのコンサルテーション.....	71
アフリカ市民社会とのコンサルテーション .....	73
NANHRI メンバーとのコンサルテーション.....	76
中南米でのビジネスと人権の枠組みに関する国家の関与についてのコンサルテーション.	79
アジア太平洋でのビジネスと人権の枠組みに関する国家の関与についてのコンサルテーシ ョン.....	82
ビジネス関係者とのコンサルテーション.....	86
付録 4: 国家基礎評価 (NBA) テンプレート .....	89
第 1 の柱 .....	89
指導原則 1 .....	89
指導原則 2 .....	98
指導原則 3 .....	101
指導原則 4 .....	110
指導原則 5 .....	113
指導原則 6 .....	115
指導原則 7 .....	119
指導原則 8 .....	125
指導原則 9 .....	127
指導原則 10 .....	129
第 3 の柱.....	131
指導原則 25 .....	131
指導原則 26 .....	135
指導原則 27 .....	140
指導原則 28 .....	144

指導原則 31 .....	146
付録 5: 国別行動計画 (NAP) チェックリスト .....	150
参考文献 .....	155
文末脚注 .....	162

## 用語

ASEAN	東南アジア諸国連合
BHR	ビジネスと人権
CoE	欧州評議会
CSO	市民社会組織
CSR	企業の社会的責任
DIHR	デンマーク人権研究所
EU	欧州連合
HRBA	人権基盤型アプローチ
ICAR	企業の説明責任に関する国際円卓会議
NAP	国別行動計画
NBA	国家基礎評価
NHRI	国内人権機関
NGO	非政府組織
OHCHR	国際連合人権高等弁務官事務所
UN	国際連合
UNHRC	国際連合人権理事会
UNGPs	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
UNWG	国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループ

## 謝辞

プロジェクト関連の様々なコンサルテーションに尽力いただいた、次の組織、グループ、機関、政府機関、協会には、DIHR と ICAR より、ご支援とご協力に特別な感謝を申し上げます。

香港城市大学法学部	グローバルライツ
開発と連帯のための国際委員会 (CIDSE)	英国国際教育研究所 (IIE)
Dejusticia	国際先住民族問題ワーキンググループ (IWGIA)
企業正義に関する欧州連合 (ECCJ)	ジンダルグローバル法科大学院
フォード財団	アフリカ国家人権ネットワーク機関 (NANHRI)
軍隊の民主的統制のためのジュネーブセンター (DCAF)	O. P. ジンダルグローバル大学
ドイツ人権研究所 (DIMR)	コロンビア政府による人権及び国際人道法のための大統領プログラム
The 人権グローバルビジネスイニシアティブ (GBI)	スペイン政府スペイン国際開発機構 (AECID)
	Sustentia Innovación Social

次の組織、グループ、機関、政府機関、企業、協会にも、プロジェクト関連の様々なコンサルテーションプロセスを通じて助言を頂きましたことに心より感謝申し上げます。

ABB	BASF
Access	ベクテル
Accountability Counsel	Business & Human Rights (BSR)
Advocates for Public Interest Law (APIL)	ビジネスと人権リソースセンター (BHRRC)
アフガン独立人権委員会	Business for Social Responsibility (BSR)
Afrodes	CAJAR
Allen & Overy	CAOI
アムネスティ・インターナショナル A. P. モラー・マースク	コー円卓会議 (CRT)
Aprodeh	Centre for Responsible Business (CRB)
アジア先住民族連合 (AIPP)	Centre de Sciences Humaines (CSH)、デリー Cerrejón
Asociación Nacional de Empresarios de Colombia (ANDI)	シェブロン
オーストラリア人権委員会	CINEP
バークレイズ	香港城市大学法学部

Cividep India  
クリフォードチャンス  
英連邦人権イニシアティブ  
デンマーク産業連盟  
開発と連帯のための国際委員会 (CIDSE)  
Corporate Responsibility Coalition (CORE)  
Dejusticia  
Defensoría del Pueblo (コロンビア国家人権  
機関)  
デュー・プロセス法律機関 (DPLF)  
-ENDESA  
Empresa Pública de Medellín (EPM)  
環境法律サービス(ELS)/Frank Bold ESCR-Net  
エセックス大学、ビジネスと人権プロジェクト  
Etico Consultancy  
企業正義に関する欧州連合(ECCJ)  
FEDEPAZ  
インド商工会議所連合会 (FICCI)  
Fundación Jubileo  
General Electric  
軍隊の民主的統制のためのジュネーブセンター  
(DCAF)  
ドイツ人権研究所 (DIMR)  
Germanwatch  
人権グローバスビジネスイニシアティブ(GBI)  
グローバルコンパクトネットワーク・コロン  
ビア  
UN グローバルコンパクトネットワーク・イ  
ンド  
グローバルコンパクトネットワーク・イギリス  
グローバルコンパクト地域センター  
Global CSR  
グローバルネットワークイニシアティブ (GNI)  
グローバルライツ  
チリ政府、在コロンビア大使館  
コロンビア政府、公衆安全のための大統領高等  
顧問官オフィス

コロンビア政府、副大統領事務局  
コロンビア政府、人権及び国際人道法に関する  
大統領プログラム  
デンマーク政府、デンマークビジネス当局  
エクアドル政府、在コロンビア大使館  
スコットランド政府、平等、人権、  
第3セクター部  
スペイン政府外務省  
スペイン政府、スペイン国際開発機(AECID)  
スイス政府、在コロンビアスイス大使館  
イギリス政府外務英連邦省人権民主主義  
部局  
アメリカ政府、国務省、民主主義・人権・  
労働局  
GSCP  
ハーバード・ロー・スクール国際人権クリニッ  
ク  
Herbert Smith Freehills LLP HOLCIM  
HOLCOM  
HP  
オーストラリア人権法律センター  
ICMM IDL  
人権ビジネス研究所 (IHRB)  
Integrity Watch Afghanistan  
国際人権連盟 (FIDH)  
国際労働機関 (ILO)  
IPIECA  
日本弁護士連合会 (JFBA) CSR プロジェクトチ  
ーム  
ジャーカンド人権機関 (JOHAR)  
ジンダルグローバルビジネスク  
ト・ネットワークコロンビア  
UN グローバルコンパクトネススクール  
ジンダルグローバル法科大学院  
ジンダル政府公共政策スクール  
ジンダル外交問題スクール  
Jindal Stainless Limited  
Justicia Global Latindadd

タイ、マヒドル大学人権研究所  
モトローラ・モビリティ  
ミャンマー国家人権委員会  
バングラデシュ国家人権委員会  
インド国家人権委員会  
韓国国家人権委員会  
モンゴル国家人権委員会  
タイ国家人権委員会  
オランダ人権研究所  
アフリカ国家人権ネットワーク機関 (NANHRI)  
ノボノルディスク A/S  
O. P. ジンダググローバル大学  
コロンビア先住民族全国組織 (ONIC)  
ポーランド人権及びビジネス研究所  
PRI  
PUCE  
Pueblo de Wuito  
クイーンズランド工科大学  
Ranking Digital Rights Project

リオ・ティント  
シェル  
シーメンス  
サイム・ダービー  
SUHAKAM マレーシア人権委員会  
Sustentia Innovación Social  
スイス企業正義連合会  
シンジェンタ  
コカ・コーラ・カンパニー  
Total  
国連開発計画 (UNDP)  
国連事務総長室、戦略計画課  
国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR)  
国際連合児童基金 (UNICEF)  
ビジネスと人権に関する国連ワーキンググループ  
ハベリアナ大学カリ校、文化交流研究センター  
(CEI)  
ヴァーレ

本レポートに含まれる調査結果や提案は、本プロジェクトに参加の上記組織が推奨するものではありません。

また、本プロジェクトの最新情報や資料に関する特設ウェブページを管理、提供いただいたビジネスと人権リソースセンター (BHRRRC) に対しても、DIHR と ICAR より感謝申し上げます。ページは下記 URL よりアクセスいただけます。

<http://www.business-humanrights.org/Documents/DIHR-ICAR-naps-project>

## 概要

### 背景

2011年6月、国際連合人権理事会（UNHRC）は、満場一致にて国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「UNGPs」）を承認した<sup>1</sup>。3年後の2014年6月、UNHRCはすべての加盟国に対し、各国固有の文脈においてUNGPsの実施を促進すべく国別行動計画（以下、「NAP」）を策定するよう要請した<sup>2</sup>。この国別行動計画策定の動きに続き、2011年<sup>3</sup>及び2012年<sup>4</sup>に欧州連合（EU）が、2014年には欧州評議会（CoE）が加盟各国に対して同様の要請を行った<sup>5</sup>。こうしたイニシアティブも手伝って、2011年より多くの国家がビジネスと人権に関する国別行動計画を策定、発表した。なお、策定作業が進行中の国家も多数存在する<sup>6</sup>。

本レポートの目的は、ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定、実施、評価を支援することである。この目的の下、政府やその他アクターが、国家の国別行動計画の取り組み状況の国家基礎評価（以下、「NBA」）や、ビジネスと人権に関するNAPそのものを策定するのを導き、支援するために「NAP ツールキット」を提供する。本レポートは、NAPがガバナンス、規制、そして究極的には人権尊重の改善の手段として策定された後に、このNAPの最適化を目的としたモニタリングとレビューが、国家内や国家間で行われるように、選択肢のマッピングや分析を国際レベル及び地域レベルで提供する。

NAP ツールキットは、人権及び多国籍企業やその他の企業の問題に取り組む国連のビジネスと人権に関するワーキンググループ、既存NAPの分析を行うその他イニシアティブやプロジェクトによって行われる、NAPの進捗において、その策定、実施、評価のガイダンスを提供することを目的としている。

### プロジェクトについて

2013年8月、DIHRとICARは、政府やその他ステークホルダーが使用するツールキットを作成すべく、NAPのガイダンスを提供するための合同プロジェクトを立ち上げた<sup>7</sup>。この協力関係は、NAPや人権基盤型アプローチに則した開発の必要性を訴える、我々組織の取り組みの一環である<sup>8</sup>。

DIHRとICARの合同プロジェクト、またプロジェクトの重要な所見や推奨事項を示す本レポートは、主に次の3点を目的とする。初めにUNGPsの第1と第3の柱における国家の義務の分析、次に第2の柱に関するNAPの原則や方法論の策定、最後に国際レベル、地域レベル、並びに国内レベルにおける、将来に向けたビジネスと人権のアジェンダを進めるための議論

に貢献することである。

本レポートを完成させるにあたり、DIHR と ICAR は、政府、市民社会、企業、投資家、学術界、各人権機関（NHRI）、地域組織並びに国際的な組織と共に、世界的なコンサルテーションプログラムを実施した。このコンサルテーションプログラムは、パートナー組織による多大な支援によって可能になった。そのプロセスは、企業活動の一環として、人権保護と人権尊重の促進における、NAP の果たす役割や機能に対する見解を集めることを目標とした<sup>9</sup>。専門家等約 280 名が参加し、成果を得た。

NAP ツールキットは、NAP の開発、共通の評価の枠組みに向けての土台提供を目的としている。さらなる検討や分析は必須であり、NAP に関するガイダンスや UNGPs の実施は、世界レベル、地域レベルで変化する問題や状況に対応しながら進められるべきである。これを認識し、DIHR と ICAR は、あらゆるステークホルダーから本レポートへの意見、感想を常に受付けている。また、今後も本課題に関する継続的な意見交換を行い、支援を続けていく。

## プロジェクトについて NAP レポート及びツールキット

レポートの構成は下記の通りである。

### 第 1 章: はじめに

本章では本レポートの概要に触れる。ここでは、国家が実施するビジネスと人権の枠組みに関して、意見や議論を引き起こした、国際的並びに地域レベルでの動きに触れる。NAP は、国家レベルでの UNGPs 等の枠組みの実施に貢献する枠組みとして利用することができる。この背景のもと、本章では DIHR と ICAR の NAP に関する合同プロジェクトについて説明し、全体的なプロジェクトの目標、目的、方法を概観する。

### 第 2 章: 国別行動計画 (NAP)

本章では、ビジネスと人権に関する NAP を取り巻く状況について広く概観し、中でも NAP とは何か、ビジネスと人権に関する NAP の策定を望む理由、ビジネスと人権の NAP に関連するその他の種類の NAP（人権、企業の社会的責任、開発に関する NAP 等）、さらにその他の NAP の主な教訓について述べる。その後、ビジネスと人権に関する NAP の国際レベル、地域レベル、国内レベルでの開発について要約する。本章の補足は、付録 2 の NAP 開発の国別比較に掲載する。

### 第 3 章: ステークホルダーの見解

本章では、プロジェクトのコンサルテーションプログラムにおいて、参加者から大筋での同意があった NAP に関する見解をまとめる。ステークホルダーの信頼を得るのは、NAP の正当性、信頼性、効果を考える上で重要な条件である。これら同意を得た見解には、NAP ツールキットのアプローチ及び内容の特徴がよく表れている。本章の補足は、付録 3 にて、コンサルテーションのサマリーレポートとして掲載する。

#### 第 4 章： 国別行動計画 (NAP) ツールキット

本章では、NAP ツールキットの概略について説明する。本ツールキットは NAP の策定、実施、レビューの支援を目的とするものである。本章で述べるのは、国家によるビジネスと人権の枠組みの実施を支援するため、国家、市民社会、NHRI、企業、その他ステークホルダーが NAP ツールをどのように利用できるかということである。次に NAP ツールキットの 3 つの主要な構成要素の概要をまとめ、その後、本レポートの第 5 章～第 7 章にて詳細の説明を行う。図 1 において示される NAP ツールキットの 3 つの主要な構成要素とは、「国家基礎評価 (NBA) テンプレート」、「国別行動計画 (NAP) ガイド」、「NAP のモニタリングと評価」の 3 点である。

#### 第 5 章： 国家基礎評価 (NBA) テンプレート

NBA テンプレートは、それぞれの原則を順に扱い、その他のビジネスと人権の枠組みや人権測定に関する既存のアプローチについて説明しながら、基準、指標及び問いを提供する。これらは、国家レベルでの現行の法律、方針及びその他の基準を評価し、UNGPs に則した人権保護や他のビジネスと人権のスタンダードの下に、人権を保護するという国家の義務に影響を与える。国家間で標準化されたアプローチで基礎解析の実施を許容する一方、テンプレートは地域の利用者が使用することもできるため、コンテキストに依る方法でも有効であることが分かる。NBA テンプレート自体は、本レポートの付録 4 に掲載する。

また第 5 章では、テーマテンプレートについても紹介している。これは本レポートのリリースに伴い、現行の NBA テンプレートの補足として具体化され、発表されるものである。

#### 第 6 章： 国別行動計画 (NAP) ガイド

段階別アプローチを用いて NBA テンプレートについて説明する。NAP ガイドは、ビジネスと人権に関する NAP の策定、実施、評価に向けたプロセスを確立・実施する方法について、政府やその他ステークホルダーにロードマップを提供する。このロードマップは、人権基盤型アプローチに必要となる基準と合致するものである。NAP ガイドは NAP の範囲と内容、その優先事項の特定を扱う。NAP ガイドに基づくチェックリストは、本レポートの付録 5 に掲

載する。

## 第7章: NAP のモニタリングと評価

各国家における NAP 策定は、国家やその他ステークホルダーにとって、経験を共有し、互いの取り組みから学び、ビジネス関連の人権侵害の防止策・救済策の改善に役立つ政策や法改正、その他の介入を把握する上で貴重な機会となる。これに伴い、ツールキットの最後の要素は、国際レベル、地域レベルでの NAP のフォローアッププロセスのオプションを分析するものである。このオプションは、国家やその他ステークホルダーが NAP 実施から得た経験を活用し、ビジネスと人権に関する漸進的な政策移転のためのプラットフォームとして利用できるものである。

図 1: NAP ツールキットの概要



## 第1章：はじめに

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「UNGPs」）は、2011年6月に国連人権理事会（以下、「UNHRC」）の承認を受けた<sup>10</sup>。これは、企業の責任に関する規範や基準の開発における重要な指標である。また、あらゆる国家がコミットする基本的かつ法的拘束力を持つ人権基準に含まれる、ビジネスにおける人権侵害の防止並びに救済の義務や責任の基礎を示すものである。さらにUNGPsは、企業の人権に対する認識、公正性、救済を促進するため、侵害を受けたコミュニティ、人権擁護者及び市民社会組織の長年にわたる取り組みを反映させたものである。

UNGPsの採択から3年後の2014年6月、各国固有の文脈におけるUNGPsの実施を目的に、UNHRCは国別行動計画（以下、「NAP」）の策定を加盟各国に要請した<sup>11</sup>。この要請は、欧州レベルにて同様の動きをもたらした<sup>12</sup>。これに続き、2014年6月26日にUNHRCは、多国籍企業における人権の義務を取扱う条約の制定に向け、政府間プロセスを確立するための決議案を採択した<sup>13</sup>。

これに伴い、ビジネスと人権に関する新たな国際条約の重要性について、国家やグローバルな市民社会の間で議論が巻き起こった<sup>14</sup>。一部の国々、学界、多くの市民社会組織は、国際レベルにおけるビジネスと人権に関する、専門的かつ法的拘束力のある手段の利点についての調査結果の支持を示した。また、UNGPsの実施における進展が遅いため、企業が効果的に説明責任を果たしていくには、人権侵害における法的処罰が必要であるという声が上がった<sup>15</sup>。

別の国々、企業代表者、その他の学界関係者及び市民社会組織は、このイニシアティブに対して反対または留保の考えを示した<sup>16</sup>。多国籍企業やその他企業の人権における責任に関する国連の規範案に対し、多大な支持を得られなかったことが指摘された<sup>17</sup>。また、UNGPsの採択が比較的最近であることを考えると、この分野における条約の制定化が時期尚早であり、「法律化」に先立ってより理解を深め、コンセンサスを得る必要があるという点も指摘された<sup>18</sup>。NAPや同様のプロセスはビジネスと人権に関する拘束力のある条約を補完するものでなければならないとの声もある<sup>19</sup>。

本レポートの文脈においては、この議論によってNAPのガイダンスの策定が、ますます重要性を帯びることになる。条約支持者にとっては、本レポートで推奨される国のコンサルテーション、研究、分析を含む包括的なプロセスが実施されれば、どの点において企業による人権侵害が起こっているのか、また、人権侵害を行い、防止策や救済策講じていない企業と現行の法律や政策間のギャップ等、現在の課題に対しての適切な道筋を与えるものとなるに

違わない。異なるアプローチを望む者にとっては、ステークホルダーの UNGPs への継続的な関与を促すために、どの NAP が主要な役割を果たすかという点で、より強固な戦略が必要となるだろう。

NAP を重視するまた別の考えもある。UNGPs の採択後、検討中の条約に関する議論に並行して、UNGPs の第 2 の柱で詳述する通り、人権尊重における企業の責任に関する特徴、範囲、具体的な内容が広範にわたって検討された。これにより、企業の UNGPs の実施に役立つ多くのサポートツールが公表された<sup>20</sup>。一連の研究では、UNGPs の第 3 の柱にて詳述の通り、救済措置やそれに伴う障壁に関する分析が進められた<sup>21</sup>。

さらに、国連人権条約機関、国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループ（以下、「UNWG」）、国内人権機関（NHRI）、市民社会グループは、ビジネスと人権に関する国別の複数のテーマに沿ったガイダンスを設けており、これは UNGPs を考慮に入れたものである<sup>22</sup>。しかし、UNGPs の第 3 の柱を全体的に網羅し直接対処する研究は未だ行われていない<sup>23</sup>。そのため、政府内の UNGPs 担当者向けのツールや、政府外担当者が政府による実施をモニタリングし、国家の責任を問うための基準となるツールが不足している。

この背景の下、国家による UNGPs、特に NAP の実施に関するガイダンスの策定への要求が強まった<sup>24</sup>。これに対応する形で、UNWG が 2014 年 2 月には公開協議、2014 年 5 月には専門家会議を催した。ここでは 2014 年 6 月の UNHRC に向けて、NAP に関する活動について報告が行われた<sup>25</sup>。また、2014 年 9 月には国連総会への報告において NAP の問題を詳述し<sup>26</sup>、2015 年末までに実施予定であった、NAP のガイダンス策定に向けたロードマップを発表した<sup>27</sup>。

2013 年 8 月、DIHR と ICAR は、政府やその他ステークホルダー向けに、NAP をツールキットの形で提供するためのガイダンスを策定すべく、合同プロジェクトを開始した<sup>28</sup>。この協力関係は、NAP の必要性を訴える団体と人権基盤型アプローチに沿った NAP 策定の必要性を訴える団体によるもので、従来型の介入に並行して行われた<sup>29</sup>。

DIHR と ICAR の合同プロジェクト、また本レポートは、プロジェクトにおける主要な調査結果や推奨事項を記すものである。第 1 に、UNGPs の第 1 と第 3 の柱にあるように、ビジネス関連の人権侵害を防止、救済する国家の任務に関する分析、第 2 に、NAP の策定、実施、評価の原則や方法の展開、第 3 に、ビジネスと人権の原則の将来についての議論並びに国際・地域・国家レベルで、それらのモニタリングや促進における貢献を望むものである。

本レポートの完成あたり、DIHR と ICAR は、政府、市民社会、企業、投資家、学术界、各国内人権機関（NHRI）、地域組織並びに国際的な組織と世界的なコンサルテーションプログラムを実施した。このコンサルテーションプログラムは、パートナー各組織の多大な支援によ

って可能になったものである。そのプロセスは、企業活動の一環としての人権保護、尊重の促進において、NAP の役割や機能に対する見解の収集を目標とした<sup>30</sup>。専門家等約 280 名が参加し、成果を得ることができた。

この世界的なコンサルテーションプログラムからは、明確なコンセンサスが生まれた。国家は、あらゆるステークホルダーの理解、関与、実践を促すため、国内法、政策、企業において有効となる、UNGP s やその他のビジネスと人権基準を含む、包括的かつ権利を基礎としたプロセスに取り組むべきであるという見解が、世界中のあらゆる地域の、各ステークホルダーから満場一致にて出された<sup>31</sup>。

各国の多様な状況に適用できるものである必要があるという認識が、コンサルテーションを受けた者（特に、人権、CSR、開発の国別行動計画等の、既存の政策やプロセスと NAP の整合性を確保するためにコンサルテーションを受けた者）の中で広がった。同時に、国家や地域において、NAP や NBA を作成するアプローチを徐々に整備していくための、明確で普遍的ガイダンスやツールの必要性について、広範囲にわたるコンセンサスが生まれた。

NAP ツールキットは、NAP の共有のアプローチや共通のガイドラインに向けた最初の土台を提供することを意図したものである。さらなる検討、分析、精査、改善が必須であることは間違いない。NAP のガイダンスや UNGP s の実施は、世界、地域レベルの変化していく課題や状況に対応しながら、進められるべきである。これを認識し、DIHR と ICAR は、あらゆるステークホルダーからの、本レポートへの意見受け付けている。また、今後も NAP に関する継続的な意見交換に行い、支援を続けていく。

## 1.1. 方法論

本レポートはデスクリサーチ、分析及びグローバルなコンサルテーションプログラムにより作成した。

### デスクリサーチ及び分析

本レポートの作成にあたり、下記の事項についてのデスクリサーチ及び分析を実施した。

- 人権、CSR、開発に関する国別行動計画
- 一般的なガバナンスのツールとしての NAP
- 国際的・地域レベルでのビジネスと人権の NAP に関する政策策定
- NAP とその策定プロセス
- UNGP s を超えた、国連の枠組みにおける、国家が義務を履行するための、ビジネスと人

権基準、規則及びイニシアティブ<sup>32</sup>

- 国家レベルでの人権モニタリングの際に適用される人権基盤型アプローチ（HRBA）
- 人権測定や人権指標の策定に対するアプローチ
- 国連の人権システム並びに地域・その他のシステムの文脈における、国家による UNGPs 実施のためのレビュー・モニタリングの潜在的なアプローチ

本研究の実施並びに分析の際に参照し、ツールキットに採用したアプローチは、人権の NAP 策定のためのアプローチとの整合を意図したものであり（第 2 章にて詳述）、各国は 1993 年の世界人権会議以降、これの作成を推奨されている。しかし、このツールキットはビジネスと人権分野や、既存のビジネスと人権基準、特に、UNGPs の特殊性を反映させるため、これら既存のアプローチの修正を要する。他方で、人権の NAP 策定においては、各国の採用する様々なアプローチの正当性を認める。本レポートの目的は、一般的な人権の NAP 並びにビジネスと人権の NAP の両方を含む NAP を国家が策定する上で、基礎となる単一のモデルを提供するものではなく、むしろ、国家が一般的な人権の NAP として特定の形態を採るか否かに関係なく、大まかな国家基礎評価（以下、「NBA」）やビジネスと人権関連の NAP の策定に知見を与えるために使用できるものである。

さらに、本ツールキットのアプローチは、人権測定や人権指標の策定における既存のアプローチに影響を受けており、これについては第 4 章に詳述する。理想的には、このような指標の選定は、国家とその他のステークホルダーとの対話を通じて、また試用期間後の指標の評価を通じて行われるべきである。NAP ツールキットの NBA テンプレートに含まれる指標は、最終決定というよりも、プロセスの出発地点として使用されることを意図している。

最後に、本ツールキットの内容と推奨プロセスは、HRBA に則することを目的としている。本レポートは、人権関連の条約に基づくコミットメントや、関連する国際機関や開発機関における HRBA の価値に関するコンセンサスを踏まえた結果、各国が HRBA を採用していくだろうと予測している。この推測、並びに HRBA のビジネスと人権の分野や NAP に対して有する重要性については、第 4 章でさらに詳しく説明する。

## コンサルテーション

2013 年 9 月から 2014 年 4 月にかけて、DIHR と ICAR はプロジェクトにステークホルダーの意見を取込むため、世界的なコンサルテーションプログラムを実施した。このプログラムには、世界中から約 280 名のステークホルダーや専門家や弁護士が参加した。各コンサルテーションでは下記の事柄を扱った。

- 国家並びに地域レベルでのビジネスと人権の枠組みの実施状況
- NAP の範囲と内容
- 国家基礎評価（NBA）を含む NAP の策定プロセス
- 各国の既存の NAP のレビュー、モニタリング、報告のメカニズム

世界的なコンサルテーションプログラムのプロジェクトにおける概要は、本レポートの第3章にて触れる。

DIHR と ICAR より、貴重な意見や経験、情報共有いただいた、参加者、主催機関、支援者の方々に、心より感謝申し上げます。

### 対面コンサルテーション

DIHR と ICAR は、NAP 及びビジネスと人権の枠組みに関連する広範なトピックに関する6回のコンサルテーションを開催した。

1. 欧州市民社会とのコンサルテーション：2013年10月11日、ベルギーのブリュッセルにて、企業正義に関する欧州連合（ECCJ）の支援を受け実施した。13の市民社会や欧州9カ国からのNHRI代表者が参加した。
2. アフリカ市民社会とのコンサルテーション：2013年11月25日、ガーナのアクラにて、グローバルライツの支援を受け実施した。アフリカ13カ国からの21名の市民社会のリーダーが参加した。
3. NANHRI メンバーとのコンサルテーション：2013年11月28日、ガーナのアクラにて、アフリカ国家人権ネットワーク機関（NANHRI）及びドイツ人権研究所の支援を受け実施した。アフリカ全土から50名を超えるNHRI代表者が参加した。
4. 中南米でのビジネスと人権の枠組みにおける国家の関与についてのコンサルテーション：2014年3月17～18日、コロンビアのボゴタにて、スペイン政府のAECID、CIDSE、DCAF、Dejusticia、ドイツ人権研究所、IIE、IWGIA、コロンビア政府国際人道法のための大統領プログラム、Sustentia Innovación Social の支援を受け実施した。政府関係者、市民社会代表、先住民組織、学術界、企業、投資家、NHRI、地域組織、国際的組織等、中南米地域内外から60名超が参加した。
5. アジア太平洋でのビジネスと人権の枠組みにおける国家の関与についてのコンサルテ

ション：2014年4月11～12日、香港城市大学法学部、DCAF、ドイツ人権研究所、IIE、IWGIA、ジンダルグローバル法科大学院、O.P.ジンダルグローバル大学（インド、デリー）の支援を受け実施した。アジア太平洋内外から、政府、市民社会、先住民組織、学界、企業、投資家、NHRI、地域組織、国際的組織の代表を含む50名超が参加した。

6. ビジネス関係者とのコンサルテーション：2014年4月9日、イギリス、ロンドンの人権グローバルビジネスイニシアティブ（GBI）の支援を受け実施した。様々な産業セクターや地域の企業、ビジネス協会の代表を含む40名強が参加した。

コンサルテーションでは、プロジェクトにおける研究や成果について報告した。

コンサルテーションの概要は本レポートの付録3に掲載する<sup>33</sup>。

### 専門家・弁護士によるコンサルテーション

半構造化質問票を基に、20名の専門家や弁護士による、電話やメールでの個別コンサルテーションを開催した。政府、市民社会、学界、企業、投資家協会、NHRI関係者を対象にコンサルテーションを行った。

### オンラインコンサルテーション

2014年5月、16日間にわたるオンラインコンサルテーションを開催し、より多くのステークホルダーや関心を持つ人達によるNAPに対する見解が述べられた。告知はメールやビジネス・人権資料センター（BHRRC）ウェブサイトを通じて行われ、4件のコンサルテーションを行った。

## 1.2. レポート概要

図2: NAP レポート及びツールキットの概要



上記の図は本レポートの内容並びに構成の概要である。第1章に続き、第2章では、NAPとは何か、NAPを策定すべき理由、その他の政策の分野におけるNAPがどのように活用されてきたか、ビジネスと人権に関するNAPの最新の状況及びこのようなNAPを作成する上での利点や課題等、ビジネスと人権に関するNAPを取り巻く環境について説明する。

第3章では、本プロジェクトの世界的なコンサルテーションプログラムより得られた、ステークホルダーの見解をまとめる。第4章はNAPツールキットを紹介、各当事者がこのツールキットをどのように活用できるか、また人権基盤型アプローチや人権測定等、ツールキットの策定や内容に影響を与えた主要概念や見解を詳述する。

最後に第5章から7章にかけて、NAPツールキットの3つの構成要素である、国家基礎評価 (NBA) テンプレート、NAPガイド手順及びNAPのモニタリングと評価について説明する。

## 第 2 章： 国別行動計画（NAP）

### 2.1. NAP とは何か

国別行動計画（NAP）とは、国家が特定の政策分野やトピックに関して、国内、地域及び国際レベルでの義務やコミットメントの実行を促すための、優先事項や行動を明示した政策文書のことを示す。政策アプローチやガバナンスツールとしての NAP への信頼は、ビジネスと人権の分野に限らない。一方で、UNGP における NAP の必要性は、近年その他の分野で政策文書の活用が増えていることに倣ったものであるが、これに関してはこの章で更に触れる。

#### 人権にかんする国別行動計画

人権に関する国別行動計画という概念は、1993 年の世界人権会議に端を発する。世界人権会議は、採択されたウィーン宣言の成果文書において「各国は、人権の促進と保護を改善する手順を明らかにした国別行動計画を策定することが、望ましいことであると考慮するよう推奨する」としている<sup>34</sup>。この宣言ではさらに、国家が特に「人権の促進と保護のための行動計画の実行」を支援する、包括的な支援を確立することが国連より要求された<sup>35</sup>。

国際連合人権高等弁務官事務所（以下、「OHCHR」）は、その後、人権の NAP のガイダンスを策定した<sup>36</sup>。11 カ国の NAP のレビューを行い、このガイダンスは人権の NAP 基本原則を定め、NAP 策定のプロセスについて述べ、NAP の範囲と内容の方向性を示し、実行、モニタリング及び評価のための手段を提示した。OHCHR により規定された、国家が NAP を策定することにより想定される利点は図 3 に示す。本レポートの公表の時点では、世界 32 カ国が人権の NAP を発表している<sup>37</sup>。

図 3: 国家人権行動計画の利点

人権の NAP は、下記を実行するものである。

- 一国における人権ニーズの審査
- 政府関係者、治安当局、市民社会組織、一般市民の人権課題に関する意識の向上
- 協力的な環境で社会の広い視野の養成
- 現実的な活動の提案
- 達成可能な目的の設定
- 開発と教育をはじめとするその他の国家プログラムとの連携の促進
- アクションに対するコミットメントの促進

人権の NAP により得られる成果は、下記の通り。

- 強力な法的枠組み、国際的規範へのより強固な意識、国内法への人権規範のより効果的な取り入れ、司法の独立性の向上、より効果的な法規則
- 個人のためのより良い保護
- より強化した人権の文化
- より強化した人権の促進と保護のための国家機関
- 全ての人、中でも特に弱者の生活の質を向上するより効果的な社会プログラム
- 国家の調和性の向上と内部紛争のリスクの低下

出典： 国際連合人権高等弁務官事務所『Handbook on National Human Rights Plans of Action, Professional Training Series No.10 (国内人権活動計画に関するハンドブック No. 10)』 (OHCHR; ニューヨーク、ジュネーブ, 2002) ,  
<http://www.ohchr.org/Documents/Publications/training10en.pdf>.

## 企業の社会的責任 (CSR) 版 NAP

欧州委員会は、企業の社会的責任（以下、「CSR」）に関する 2011 年の方針にて、CSRNAP や UNGPs を支援し NAP を策定するため、欧州連合（以下、「EU」）の加盟各国を招集した<sup>38</sup>。本レポートの公表の時点で、28 カ国の EU 加盟各国のうち 24 カ国が既に CSR 版 NAP を策定しているか、策定に向けた取り組みを行っていた<sup>39</sup>。EU は、加盟各国に CSR 版 NAP と UNGPs に関する NAP を個別に作成することを求めていたものの、CSR 版 NAP の中で UNGPs に関する NAP について言及しているものはほとんどなかった<sup>40</sup>。欧州委員会は、加盟各国各々の計画の実行と改善を支援するため、2013 年に CSR 版 NAP を互いにレビューし合うプロセスを定めた。

ここでは、少数の国々がグループを作り、建設的な手法で実施された対策について精査し、成功事例を共有した<sup>41</sup>。

## その他の NAP

各国が NAP を策定したのは、その他の広範にわたる項目について対処するためでもある。共通の活用方法としては、国の経済や社会開発（場合によっては持続可能な開発）に関する政策やコミットメントを促す手段として使用するというものである<sup>42</sup>。また各国は自主的に、人身売買、気候変動、エネルギー効率、ヘルスリテラシー、子どもの事故防止及び水質等についての多様なトピックに関する NAP を発表した<sup>43</sup>。NAP は国際機関の働きかけにより、人権や CSR の分野以外でも女性の権利や再生可能エネルギーや開かれた政府等、様々な分野への取り組みの実施をサポートするためのツールとして提唱されている<sup>44</sup>。

## 2.2. ビジネスと人権に関する NAP の最近の動向

前述の通り、国連、EU、欧州評議会及び複数の市民社会当事者が、UNGP を実行するための NAP を策定するように各国に要請した。このセクションでは、NAP の策定と発表に向けての進展や国家の対応について述べる。

### 国際連合

2011 年 6 月に、国連人権理事会は、人権の問題に取り組む国連ワーキンググループ（UNWG）を発足させ、特に UNGP を世界的に広め実施することをその課題とした<sup>45</sup>。その権限において、UNWG は、「国別行動計画を広め実行する国家の責任の一環として、全ての国家に国別行動計画を開発、制定及び更新することを強く推奨した」<sup>46</sup>。

各国がこの目標を達成できるように、UNWG は公表されているすべてのビジネスと人権に関する、国別行動計画のレポジトリを設けた<sup>47</sup>。さらに、UNWG は、2014 年 2 月に NAP に関する公開協議会と 2014 年 5 月に NAP の「戦略的要素」について議論する、専門家のワークショップを開いた<sup>48</sup>。DIHR と ICAR は、いずれのイベントにも参加した。また概念的な面で NAP を策定するためのガイダンスを作成し、2014 年 9 月の国連総会で公開する（予定である）<sup>49</sup>。UNWG や事務局のメンバーは、3 つの DIHR と ICAR 合同の NAP 意見交換イベントに出席し、貴重な意見を提供した<sup>50</sup>。

### 欧州連合

2011 年、欧州委員会はすべての EU の加盟各国が、2012 年末までに UNGP 実施のための

NAP を策定することを促す文書を発行した<sup>51</sup>。上述の通り、「企業の社会的責任のための EU の戦略」として知られるこの文書は、EU 加盟各国に対し、各国の政府は CSR 行動計画または CSR 版 NAP を、2012 年末までに策定もしくは更新するように要求した<sup>52</sup>。その後まもなく 2012 年に欧州理事会が EU 加盟各国に対し、2013 年末という新たに設定された期限までに UNGPs 実施の NAP を策定するよう要求した頃には、EU レベルでの UNGPs の NAP へのコミットメントが強化されていた<sup>53</sup>。本レポートの公表時には、3 カ国の EU 加盟国がビジネスと人権に関する NAP を発表しており、他 3 カ国が NAP の草案を発表している<sup>54</sup>。加えて欧州委員会は、2011 年の EU CSR 文書の中でのコミットメントを推し進めるべく、EU レベルでの UNGPs 実施のプランを作成中だ<sup>55</sup>。さらに、EU 代表者や官僚は、公の場で定期的に UNGPs や NAP への EU の関与の重要性について言及している<sup>56</sup>。

## 欧州評議会

欧州評議会（以下、「CoE」）は、欧州領域における第一の人権機関である。CoE では、人権運営委員会（以下、「CDDH」）が、欧州における人権の開発と促進のための基準を定める機能を果たしている。2011 年以降 CoE 閣僚委員会の要請を受けて、CDDH では企業責任や人権に関する新たな基準の策定プロセスを進めている<sup>57</sup>。2013 年の CoE 加盟各国による UNGPs の NAP の採用を提唱した閣僚委員会での宣言に続き、このような新たな基準は、UNGP の NAP の策定並びに実施ガイダンスの、正式な推奨を含むことになりそうである<sup>58</sup>。このような推奨は、欧州地域レベルでの UNGPs の NAP に基づく各国間の意見交換や相互レビューを行うための基礎を形成するだろう<sup>59</sup>。

## その他の地域

欧州以外では、UNGP の NAP や関連したビジネスと人権に関する枠組みを、策定すべきという地域機関から加盟国への、明確な要求は行われてきていない。しかしながら、その他の各地域を母体とした機関では、国家が UNGPs とその実施を支持する決議や声明を発表し、研究を進めてきている。例えば米州機構（以下、「OAS」）の総会では、2014 年 6 月に UNGPs を強く支持する決議案を発表し、これにより情報交換や成功事例の共有等、その促進と実施に関する数々の対応策が講じられた<sup>60</sup>。さらに ASEAN の政府間人権委員会（以下、「AICHR」）ではテーマに沿った CSR や人権に関する調査が行われ、ここでは UNGPs を参照する形で国家による対応策がレビューされた<sup>61</sup>。2013 年の国連ビジネスと人権に関する年次フォーラムにおいて、ASEAN の政府間人権委員会、米州人権委員会、欧州評議会の代表者は、国家による UNGPs の実施及び地域レベルでの対策を実施するに当たり、地域の組織としての支持を表明した<sup>62</sup>。

## 国家

2011年以降、UNGPや関連するその他のビジネスと人権の枠組みの、国家レベルでの取り込みを促進すべく、多数の国がNAPやその他の政府主導の戦略の策定に乗り出した。デスクリサーチや世界的なコンサルテーションプログラムに基づいた、すべてのNAPやNAPのプロセスについての概論が、既に完成しているか作成途中であるが、詳細は付録2に掲載する。

既にNAPを完成している国々は、目標を達成するために様々なプロセスを導入している。例えば、NAPがすべての見解や関心事を反映させるため、いくつかの国家では政府機関横断でのプロセスに幅広く関与すべきだと主張している<sup>63</sup>。そのほとんどは、プロセス全体にわたって、ステークホルダーに参加の機会を提供している<sup>64</sup>。現時点では、まだ国家の基礎調査をNAPに組み入れている国家はおらず、ほとんどの国家は未だに専門家、政府部局、学術機関、またはこれらの協力による基礎調査実施の準備段階にある<sup>65</sup>。

公表されているNAPは、各々の目的、内容及び焦点において異なる。例えば、そのほとんどが、国内を対象とするよりも、むしろ国外に進出した企業による人権尊重の推進に強く重点を置いている<sup>66</sup>。UNGPの3つの柱を軸に構成されているものもあれば<sup>67</sup>、準備段階の協議会で指摘されたテーマ別の項目に沿って構成されているものもある<sup>68</sup>。いくつかのNAPは、UNGPの第2の柱の下、企業による人権尊重の促進を目的とした、国家による企業へのガイダンスやサポートに焦点を当てたものであり<sup>69</sup>、その他は第1の柱の人権保護策に焦点を当てたものである<sup>70</sup>。司法に頼らない苦情申し立てのメカニズムの、新たな支援体制を提案したものもあった。しかし、いずれのNAPも、企業による人権侵害に関し、司法による救済策を適切に提示するものはなかった<sup>71</sup>。国家がすべての指導原則に関し、包括的な評価を下したものは存在せず、うち1国だけが、NAPの実施プロセスがどのようにモニタリング、評価されるかを示している<sup>72</sup>。

## 結論：NAPの利点と課題

異なる種類のNAPが、其々の政策目標を達成したかの評価や、他の政策アプローチと比較した際のNAPの相対的な利点は、本レポートの目的から外れるものである。同様に、個別のNAPや個々のプロセスの長所と短所、またこれらの成果に関する評価を試みることは時期尚早であるといえる。

しかしながら、各国や国際的な組織や地域の組織の事例を検討することで、本章では第1に、NAPはこれまでに特定のテーマをもつ分野の課題に対処する、国家による政策対応という形態で確立していることを示した。第2に、個々の国や地域をまたぎ、其々がNAPを策定することで、UNGP並びにその他の関連するビジネスと人権の枠組みの実施を促進するための、広範囲にわたるサポートを実証したことが挙げられる。

しかし、この議論からは、NAP、特にビジネスと人権のNAPに関する数々の固有の課題が浮

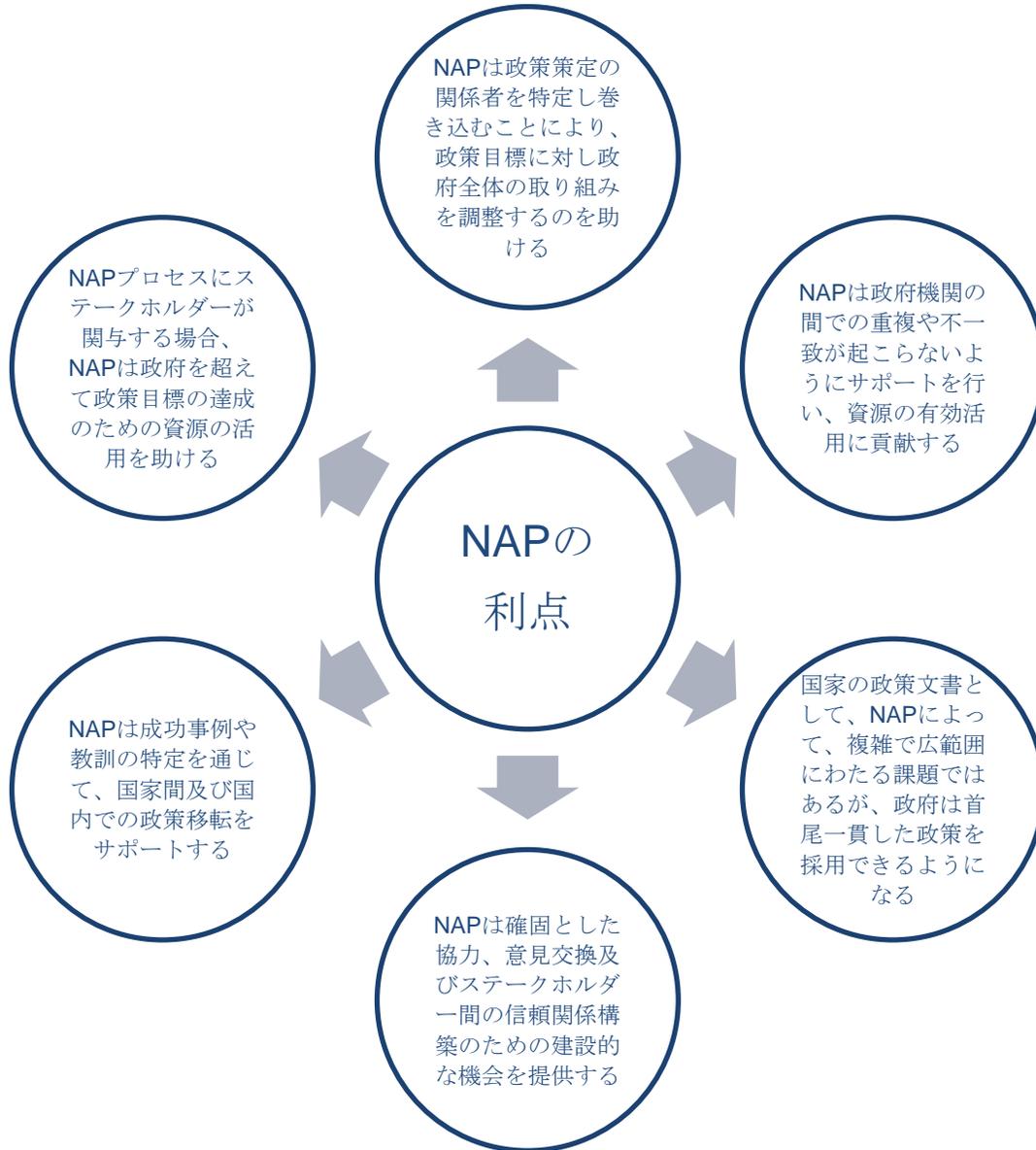
き彫りになった。課題の一例として挙げられるのは、少なくともいくつかの国家においては、人権や国家開発（または持続可能な開発）に関する NAP は、既に存在するか、策定段階にあるということだ。その場合、これらの NAP やビジネスと人権の NAP が、いかにして統合されるか、或いは少なくとも整合性が取られるかという点について、十分に考慮することが必要だ。この点は特に、本プロジェクトの地域コンサルテーションにおいて強調された。さらなる課題とは、NAP がステークホルダーの参加を、確実に活発にするものであるようにすることと、様々なステークホルダーのカテゴリーにおいて、広く承認され持続的な参加や関与が見られるようにすることである。各国で NAP が急増することで、特に主題が他分野と重なるところにおいて、例えば混乱や資源の拡張のリスクが存在する。

ただし最終的に、個々の実践や国際的並びに地域の組織から明らかになっているのは、専用の UNGPs の NAP の策定のために、国家間の強固な支持体制が存在することである。このプロジェクトのコンサルテーションにおいて、この現象は、企業、市民社会及び NHRI の間で見られる。ステークホルダーは、ビジネスと人権問題の相対的な複雑さや、UNGPs の特殊性が必要とする体系的なアプローチや国家による持続的な関与は、より広範囲の人権問題や NAP 策定プロセスの一部としては受け入れがたいだろうと明言した。

結果的に、いかにして NAP を策定するかという分析やガイダンスは、潜在的に価値やインパクトが大きく、あらゆる地域や社会の部門においても広く関係するものである。この観点から NAP ツールキットの作成を促した。ツールキットに関しては、第 4 章に述べる。

次の図は NAP 策定における主な利点についてまとめたものである。

図4: NAP の利点



## 第3章：ステークホルダーの見解

ステークホルダーの信頼を得るのは、NAPの正当性、信頼性、効果を考える上で、重要な条件である。世界的なコンサルテーションプログラムでは、NAPについてのステークホルダーの見解を確認した。この見解を基に、プロジェクトへのアプローチを設定し、NAPツールキットを作成した。本レポートの付録3では、各コンサルテーションのサマリーレポートを掲載しているが、本章では、コンサルテーションで最も多く出された見解のみを紹介する。なお、これらの見解をまとめた表は本章の最後に掲載する。

### 3.1. プロセスと資源

**NAPは国家による人権保護を支持するものでなければならない**

コンサルテーションの参加者は、企業活動に関する人権保護について、政府が説明責任を果たすためのシステムを提供する機会としてNAPを強調している。これには国際条約や地域条約の実施、並びにビジネスと人権に関する国内法の策定や強化が含まれる。

**NAPの策定及び実施には、政府全体による取り組みが必要であり、企業活動を担当する主要な政府機関の関与が必要である**

参加者は、既存のNAPやNAP草案の策定は、これまで主に直接人権を取扱う国家レベルの機関である省庁、局並びにその他の機関が関わってきたが、様々な政府機関（ビジネス省、貿易省、法務省等）が、プロセスの初期段階並びにプロセス全般にわたって、関与することが必要であると強調した。NAP策定に向けた政府全体での取り組みでは、策定プロセスにおけるステークホルダー間のコミュニケーションが活発になり、NAPに包含すべき活動内容に関して効率的にコンセンサスを得ることができる。また、そうすることでNAP策定後には幅広い積極的な参加を促すことができる、という意見もあった。さらに、政府全体でのアプローチは、貿易や投資支援から、環境保護や財政規制に関連する規制的なものに至るまで、政府が企業と関わる様々な場面において適切に対処するとの声もあった。

**NAPの策定は、政府内外においてコミュニケーションと調整の土台を形成するものである**

公的かつ透明性があり、可能な限り多くのステークホルダーが関わる場合に、NAPの策定は最も有効である、と参加者は言及した。こうしたプロセスは政府主導でなければならないが、市民社会や非政府のステークホルダーも、密接に関わり策定されなければならないと議

論があった。参加者は、NAPの策定プロセスは、NAPが網羅する分野の政策を担当する各政府機関に対して任務を割り当てることによって、コミットメントの実施に向けて省を超えた協力体制を作る機会として認識された。これにより、政府による資源の使用の重複を削減し、公的資金のより効果的な配分が可能となる。さらにNAPのプロセスは、特定の専門分野や様々な政府省庁の意思決定に関する課題について、省を超えた相互学習が可能となると参加者は言及した。

### **NAPの策定は、ビジネスと人権に対する意識向上のためのプロセスとして使用されなければならない**

参加者は、NAPの策定プロセスについて、ステークホルダーの意識や能力を向上させ、初期段階からステークホルダーが意見を提供できる機会を持ち、包括的かつ透明性を持つようなマルチステークホルダーアプローチを作成できる、有効な手段であると理解している。地域によっては、UNGPを含む既存のビジネスと人権の枠組みに関して、ステークホルダーの意識が欠如していると指摘した参加者もいた。ここで強調されたのは、ビジネスと人権問題に関する政府、企業、市民社会アクターの意識の向上や教育啓発を担う能力養成イニシアティブは、NAP策定プロセスの基本的要素でなければならないという点である。

### **NAPの策定は、ステークホルダーの見解を収集し、組み込む機会でなければならない**

参加者は、政府はNAPの策定において、政府関係者並びに非政府関係者の両者と定期的かつ継続的なコンサルテーションを開催すべきだという点を言及した。さらに、国家レベルでのUNGPの実施における広範にわたる問題、経験、専門知識を収集するため、政府は包括的なコンサルテーションを主催すべきだという点についても声が挙がった。また、人権基盤型アプローチに則して、権利の所有者やその代表者を含めなければならない。NAPのプロセスの正当性を示し、権利の所有者のニーズや経験を反映させるため、特に企業活動による侵害を受けたコミュニティや、脆弱化リスクのあるコミュニティを含めなければならない。例えば、障がい者や民族的マイノリティ、その他マイノリティ、女性等のグループやこれらの代表者である。さらに参加者は、後にステークホルダーが、NAPの定期草案または最終草案に対する政府の取り組みを評価できるようにするため、政府は調査会の概要の一般開示等、NAPコンサルテーションを透明性のある方法で行わなければならないと意見があった。

### **国家基礎評価（NBA）は、NAPの策定プロセスの重要な要素でなければならない**

UNGPを含み、国家によるビジネスと人権の枠組みの実施状況に対してNBAを行うのは、NAPの策定と実施の前提条件であると、参加者は理解している。この評価は、各UNGPの下、

国家のこれまでの取り組みに対処し、ビジネス関連の人権問題を取り扱う、国際的または地域的な法的文書の基準を含み得る。NBAの完成は、国家のこれまでの進歩における知識共有を可能にし、どこにギャップがあり、どの部分でさらなる取り組みが必要かについて透明性や理解を促す。さらに、UNGPsを含むビジネスと人権の枠組みの実施における発展過程において、将来の中核となる点や、定期的な評価を提供するものでなければならない、と参加者は感じた。

### **NAPは継続的なプロセスであり、適宜モニタリング及びレビューの必要がある**

国家の最初のNAP完成後もすべきことがあるため、NAP策定自体で全てが完成したものを見なすべきではないという意見があった。そのため、NAPのプロセスは継続的なものであり、国家による実施の進行、透明性の保持、意見や変化する状況への対応を確保するため、モニタリングや報告を含めたメカニズムでなければならない、という点で参加者は合意した。

### **NAPは既存の地域連携や国際連携をより強化するものでなければならない**

最後に、プロセスと資源という観点から、ビジネスと人権と異なる分野のNAPの策定経験は、新たな地域的、国際的な枠組みや協力関係を築き上げ、また既存のものを強化した点においてNAPは重要な役割を示した、と参加者は述べた。例えば、NAPは政府間の「クロスラーニング」や「協力関係」の機会を創出し<sup>73</sup>、これにより国家間で策定プロセスや内容が戦略的に共有され、能力、技術的サポート、トレーニングの提供に役立った。さらに、各NAPは、地域行動計画(RAP)の策定を推進し、これにより近隣国は今後経済的資源や経験、戦略を共有できる機会となる、と参加者は感じた。これは企業活動が国境を越えるという性質を鑑み、ビジネスと人権に関するNAPの文脈において特に重要である、との意見もあった。

## **3.2. 取り組み領域、内容、優先事項**

### **NAPは国家の主要な問題を特定し対処するものでなければならない**

NAPは国家における課題を特定し、取り組むための戦略をもたらす貴重な機会を提供するものである、と参加者から意見があった。NAPに盛り込まれた内容が、その国独自の文脈に適切となるように、NAPの具体的な内容は、NBAに基づかなければならないことを論じている。したがって、NAPは、(1)NAPが網羅する分野に関する既存の国際的、地域、国内の法的義務の明確な理解に基づき、(2)国家がこの義務を果たす上で特定されたギャップに対処し、(3)既存の枠組みや政策のギャップによる確認された侵害に対する政策策定において、優先分野の決定をするものでなければならない。

## NAP は国内外の問題に着目したものでなければならない

国際人権法やUNGPにに基づく人権保護に関する国家の義務は、国内、また状況によっては国境を超えて発生する。NAPは外部だけではなく、自国の領域的管轄内における、企業活動による人権への影響にも対処すべきだと主張する参加者もいた。そのため各NAPでは、人身売買や、労働市場における人種や性別、障害の有無による差別に起因する人権侵害に関わる企業の関与に対し、国家が対処すべきであると提言している。しかし、外国で事業展開する企業の拠点国のNAPは、主要な要素として企業の領域外での侵害にも対処し、国内法や政策を適用することで及ぼす影響への対処方法を含むものでなければならない。NAPは法的拘束力のあるメカニズムの構築に取り組むべきであるという見解もあった。そのメカニズムとは、国内の企業が、外国での事業開始前後及び最中のすべての段階において人権侵害評価を行うことを要するものだ。侵害を受けたコミュニティとのコンサルテーションは、この人権侵害評価の核と成る要素であり、また各NAPを策定するにあたり国家は、大使館や外国の代表者を活用して、受け入れ側のコミュニティとのコンサルテーションに取り組むべきである、と参加者は感じていた。

## NAP は自主的措置のみに着目するものであってはならない

これまでのNAP策定は、法的強制力のあるメカニズムではなく、主に国家やその他の自発的なメカニズムによる、ガイダンスの促進に限定されてきたという点を、参加者は指摘した。国家から企業に向けたUNGPに関するガイダンスは、ビジネスと人権の枠組みの実施において必要不可欠な要素である一方、企業による自発的なガイドラインや自主規制は、国家の人権保護の義務を果たす上で不十分であると強調された。その代わりに、法改正や規制改革という形での法的拘束力のある要件の策定が、NAPの主要な要素となるべきである。こうした改正の例として、非財務報告の義務、デュー・ディリジェンス不履行に対する処罰及び親会社の法的責任等が含まれる。

## NAP は既存の関連する国内・地域の法律や規制を参照しなければならない

NAPは、国内の既存の法律や規制に必要とされてきた、明確性を提供できるものだと参加者は感じていた。特にNAPは、既存の会社法や刑法の枠組みにおける企業の人権任務や、消費者保護や労働法における人権側面、成長する情報通信技術（ICT）セクターにおける人権への影響、並びに法的救済措置を明確にするのに役立つものである。

## NAP は既存の基準、モデル、ツールの上に、構築されるものでなければならない

国家は、NAPの内容を作成し優先事項を決めるにあたって、「ゼロ」からはじめるべきで

はないという見解があった。それよりも、「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」や「国際金属・鉱業評議会（ICMM）」等の、国際レベル及び地域レベルで有効なマルチステークホルダー・イニシアティブや、産業協会による既存の基準に目を向けるべきである。また、核となる国際労働機関（ILO）条約を含め、政府による既存の国際人権基準の導入、実施の必要性を強調する参加者もいた。

## **NAP は人権デュー・ディリジェンス含む、ビジネスと人権と CSR との関係を明確にしなければならない**

政府やその他のステークホルダーが、地域レベルで意思疎通を図る上で、異なっているが、相互に関連する、「ビジネスと人権」と「CSR」の概念の一貫性の欠如に対する不満を、多くの参加者が述べた。また、人権デュー・ディリジェンスという概念や、企業に対する政府の期待の明確化への必要性も強調された。

NAP のプロセスと内容は、今後の個人やコミュニティへ対する企業の影響を解決する取り組みを含め、より広範囲に表現することができ、ビジネスと人権周りの共通言語と総合理解を生成するための助けとなるため、NAP は、体系的かつ首尾一貫した方法で、前述のような概念に対する明確な説明を提供する機会として認識された。

## **国家と企業のつながりが優先されるべきである**

特に多くの南半球の国々では、投資や開発プロジェクトにおける国家の高い関与が確認されている。共通の課題は、どこまでが政府活動で、どこからが企業活動かという、政府と企業活動の境界についての混乱が起りやすいことだ。また、この営利活動の結果、政府が人権侵害しうるというリスクも生ずる。特に、開発銀行やその他の金融機関、貿易協定の交渉において国家が関与する採取セクターのケースに見られる。参加者の中には、こうした分野への国家の関与が、企業活動を規制する強固な法や、政策策定に対する政治的意思の減少につながったと感じていた。したがって、参加者は、特にこの地域の NAP は、民間セクターの政策や取り組みについてだけでなく、企業活動に関わるあらゆる側面から人権を考察するため、公的セクターもコミットすべきである点を強調した。

## **救済策へのアクセスが NAP の中心でなければならない**

ほとんどの参加者は、救済策へのアクセスを扱う UNGPs の第 3 の柱は、NAP 策定において、より直接的に対処されるべきであることを強調した。ビジネス関連の人権侵害が発生した場合、侵害を受ける個人やコミュニティに対する、司法及び／または非司法による救済策へのアクセスが必要不可欠である。参加者からは、これまでの NAP 策定は、UNGPs のこの第 3 の

柱を適切に網羅していないという意見が上がった。そのため NAP は、ビジネス関連の人権侵害に対処し、被害者が侵害に対する救済の確保にあたり直面する障壁を減らすための、国家による強固な救済の枠組み構築に必要な措置を、より明確にするために役立つものでなければならぬ。

### **NAP は明確な目標と期限を設けなければならない**

NAP が明確な目標や期限、並びに具体的な適用期間を定めていなければ、曖昧であるために、NAP へのコミットメントについて異なる解釈をされるリスクが生じる。これにより、政府による UNGPs の実施に対する責任が減少する恐れがある。

政府並びに非政府のステークホルダーによる定期的な評価が可能となる、具体的かつ測定可能な目標設定の必要性が、参加者より議論された。このような明確かつ測定可能な目標が定められ、目標達成の期限が設定されれば、国家の講じる取り組みに対する政府やその他ステークホルダーの、より深い理解につながると考えられる。

図 5: ステークホルダーの見解のまとめ

---

プロセスと 資源	<p>NAP は国家による人権保護を支持するものでなければならない</p> <p>NAP の策定及び実施には政府全体による取り組みが必要であり、企業活動を担当する主要な政府機関の関与が必要である</p> <p>NAP 策定は、政府内外においてコミュニケーションと調整の土台を形成するものである</p> <p>NAP の策定は、ビジネスと人権に対する意識向上のためのプロセスとして使用されなければならない</p> <p>NAP の策定は、ステークホルダーの見解を収集し、組み込む機会で行わなければならない</p> <p>国家基礎評価（NBA）は、NAP の策定プロセスの重要な要素でなければならない</p> <p>NAP は継続的なプロセスであり、適宜モニタリング及びレビューの必要がある</p> <p>NAP は既存の地域連携や国際連携をより強化するものでなければならない</p>
取り組み領 域、内容、 優先事項	<p>NAP は国家の主要な問題を特定し対処するものでなければならない</p> <p>NAP は国内外の問題に着目したものでなければならない</p> <p>NAP は自主的措置にのみ着目するものであってはならない</p> <p>NAP は既存の関連する国内・地域の法律や規制を参照しなければならない</p> <p>NAP は既存の基準、モデル、ツールの上に構築されるものでなければならない</p> <p>NAP は人権デュー・ディリジェンス含む、ビジネス及び人権と CSR との関係を明確にしなければならない</p> <p>国家と企業のつながりが優先されるべきである</p> <p>救済策へのアクセスが NAP の中心でなければならない</p> <p>NAP は明確な目標と期限を設けなければならない</p>

---

## 第4章：国別行動計画（NAP）ツールキット

本章では、NAP ツールキットについて紹介する。はじめに NAP ツールキットの目標と目的について述べ、第2にツールキットの構造の概要に触れ、各々のツールキットの要素について簡単に説明し、第3にツールキットの利用者と使用方法を説明し、最後にツールキットに関係する内容やその設計について知ることができる主要概念を説明する。こうした概念は、人権を基礎とした開発アプローチや指標等の人権の測定手法を含むものである。

### 4.1. ツールキットの目標

NAP ツールキットの全体的な目標は、UNGP<sub>s</sub> や関連するビジネスと人権の枠組みの実施を、国家レベルで促進することである。ツールキットは、一連の簡単に利用可能な資源を提供することで、これを達成することを目標とする。この資源とは、国家が UNGP<sub>s</sub> やビジネスと人権の枠組みをどの程度実施しているか、関連したビジネスや人権のフレームワークを相対的に包括的に、人権をベースとした分析を可能にするものである。また、実施において認識されているギャップを特定するための手段として、国家の NAP 実施プロセスを導くものである。

2011年以降、UNGP<sub>s</sub> の2つ目の柱（人権を尊重するという企業の責任）に対応する広範囲にわたるガイダンスが提供されている。ビジネス界、市民社会により数多くのガイダンスが作成され、それらは様々な文脈における責任を果たすために、必要なステップを尊重するための企業の責任について詳述している<sup>74</sup>。対照的に、これまで UNGP<sub>s</sub> の1つ目の柱（しかるべき政策、規制及び司法的裁定を通して、企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務）に対応するものとしては、一般的なガイダンスは提供されておらず、その特定の要素に関するツールは、ごくわずかしか存在しない。このような欠如は、UNGP<sub>s</sub> の取り込みにおける障壁を浮き彫りにするものである。次の図は NAP ツールキットを使用する価値について示す。ここでは UNGP<sub>s</sub>、指標に基づく人権監視の枠組みを構築するために確立したアプローチ、ビジネスと人権の NAP に関する既存のガイダンスについて紹介する<sup>75</sup>。

図6: NAP ツールキットの価値

ツールキットの目的は、政府やその他のステークホルダーに下記ツールを提供することである。

- いかに関GPの第1と第3の柱が、その国の文脈と合致するかについての、包括的かつ正確な評価
- 自国のための、包括的で参加型のNAPプロセスの計画
- NAPで対処すべき優先事項や対策を決定するための、実用的な土台の提供
- NAPがどのように実行に移されるかについての、モニタリング、報告及び評価フォローアップ策の確立
- 地域レベル、国際レベルでのNAPのモニタリング及び報告の代替アプローチの評価
- UNGP実施の進捗測定

ツールキットは、下記のNAPやNAPのプロセスの開発を導くものでなければならない。

- 国によるUNGP実施の促進
- ビジネスと人権の問題とUNGPへの認識や理解の向上
- ビジネスと人権に関する国家能力の強化
- ステークホルダー間の信頼関係構築、コミュニケーションの活発化
- 社会全体でUNGPの実施を促す追加の資源の導入
- ステークホルダーに対して政府が責任を履行するメカニズムとして機能し、民主主義の質の向上
- 人権尊重の取込みや国際的なコミットメントの強化
- 国から地域や国際的な人権団体やその他の団体への定期的な報告
- ビジネス関連の、人権侵害の防止、改善への貢献
- ビジネス関連の社会紛争の減少への貢献
- 脆弱な権利の所有者に権限を与え、人権擁護者の保護
- 国の政策との相乗作用を整備・向上し、人権ベースの持続可能な開発の促進

## 4.2. ツールキットの構造

NAP ツールキットは 3 つの項目から構成されている。

図 7: NAP ツールキットの概要



### 1. 国家基礎評価 (NBA) テンプレート

NBA を行うことは NAP 策定に向けた第一歩として捉えられるべきである。NBA テンプレートは NBA 実施者のためのツールであり、国家の現在の UNGPs の実施状況について、包括的かつ透明性のあるプロセスに基づき、広範にわたりながらも入念かつ体系的な評価を下すものでなければならない。

NBA テンプレートは、第 1 と第 3 の柱の基本方針を扱うものである。テンプレートは指導原則毎に、特定の数の関連した具体的な基準、指標、問いを設定している。国家レベルで UNGPs を有効にするかは、特定の国家の法律、政策、プログラム及びイニシアティブに寄る。そのため各指標は、法律、政策、機関及び干渉に関する質問を設定し、各測定基準が UNGP の要件を満たすかを問う。

このテンプレートを完成させるには、国家やビジネスと人権に関する国家の対策に関する

広範囲の情報へのアクセスが必要となる。それゆえ政府官僚にとってさえ、NBA の完成には内部諮問、調査及び同僚や外部関係機関とのコンサルテーションが必要となる。すなわち、テンプレートの完成には、適切な時間と十分な資源が提供される必要がある。

テンプレートは、このような方法で使用するによって、包括的な評価ができるようになる。しかし、テンプレートは、UNGP 実施の特定の分野のみを追求したい人々が使用するためにもデザインされている。それゆえ指標は、1 つの UNGP のためのみに使用することも可能であり、テンプレートの全体を使用しなければならないという決まりはない。

留意すべき点は、本来 NBA テンプレートは UNGP と同様に一般的なものである。言い換えると、各 UNGP は一般的に各 UNGP に対処するものであり、特定の産業セクターやテーマ別の問題（土地、情報技術、セキュリティ及び紛争）、あるいは権利の所有者のグループに向けたものというわけではない。

こうした問題が、特に関係国家の場合、例えば問題となっている課題に対処するために政府全体で戦略を採用するかどうかは、さらに追加での精査を行うことに価値があるといえる。そのため DIHR と ICAR は、プロジェクトの第 2 段階において、「テーマ別テンプレート」を追加し、NBA テンプレートを補完することを計画している。いくつかのテーマ別テンプレートは、子どもや先住民族、女性等特定の権利の所有者のグループに焦点を合わせたものである。その他は、上述のテーマ別の問題に焦点を合わせたものとなるだろう。DIHR と ICAR は、パートナー機関と共同で、本レポートの発表と 2014 年 12 月の第 3 回年次国連ビジネスと人権フォーラムの間に、テーマ別テンプレートを作成することを目標としている。

## 2. 国別行動計画 (NAP) ガイド

NAP ガイドは国家が NAP をデザインし、計画するプロセスを助けるために、その初めから最後までについて一連の基準を設けている。基準は、次の 6 つの分野に関するものである。

1. ガバナンスと資源
2. ステークホルダーの参加
3. 国家基礎評価 (NBA)
4. 範囲、内容、優先事項
5. 透明性
6. 説明責任とフォローアップ

NAP ガイドに基づく使いやすい NAP チェックリストは、本レポートの付録 5 に掲載されている。

NAP ガイドは、NAP 策定の全体的なプロセスに関わるものであるため、NAP のプロセスが始まる前に NBA テンプレートと合わせて参照されるべきである。しかし、NAP チェックリストは、次のように使用することもできる。

- 既に NAP を策定している国家では、NAP の評価や将来的に新たな NAP を策定するか改訂するため
- 初めに NBA を完成させることなく、既に NAP を策定した国家や、NBA テンプレートから本質的に異なる NBA に基づき NAP を策定した国家では、既存の NAP を評価するため

ツールキットの残りの部分と同様に、NAP ガイドは人権ベースの開発のアプローチと整合性が取れ、かつ一国の領域管轄の内外の問題解決に対応することを目指している。

### 3. NAP のモニタリングと評価

人権保護、グッドガバナンス及び民主的な説明責任において価値を創造するために、NAP は有意義なプラスの影響を、国家における UNGPs の強力な実施と制度化及びビジネスに関連した人権侵害へのより強化された防止や救済策という形でもたらす。一方でこれは、NAP で約束された政策のコミットメントが実践されているかどうかという点で、定期的に評価し報告するプロセスを必要とする。また、意図した結果が得られたかどうかに関わらず、NAP 内でのコミットメントが実践されたかどうかを分析されなければならない。そうでなければ理想的には、なぜそうならなかったのかを考慮し、継続する問題を解決できる代替または追加の措置を特定すべく、議論の場が設けられなければならない。

NAP ガイドは国家に対して、ステークホルダーを巻き込んだ形でのフォローアップ評価やレビューを通じ、自国の NAP の有効性に関するモニタリングや報告をいかに行うかの方向性を示す。しかしながら、本プロジェクトの世界的なコンサルテーションプログラムの間、UNGPs や関連のビジネスと人権の地域的、国際的枠組みを「自国に紹介する」という国家の努力について、報告やレビューを行う必要がある、と強いコンセンサスが得られた。ステークホルダーの提案によれば、これによる潜在的な利点は、取り組みが成功した場合に増加すると考えられる政策移転である。これには独立専門家による NAP 分析と彼らの手による問題対処における適切さの可能性、他国（例えば多国籍企業の本籍国）や国際的な関係者による即座の介入の機会等が挙げられる。

それゆえツールキットの最後の要素は、NAP のモニタリング、報告及び評価フォローアップのための潜在的な道筋を、地域レベル、国際レベルでマッピングする。マッピングは、既存の人権プロセスを考慮し、NAP レビューのための良質なフォーラムを提供しているかどうかを評価する。分析には、UNHRC による普遍的定期的審査 (UPR) 、人権条約ベースのモデル、国家専門機関によるレビュー、地域レベルでの相互レビュー及び UNWG の既存の NAP のレポジトリのメカニズムが含まれる。マッピングは、国内外の担当による継続的かつ周期的なモニタリングやレビューから成る「3 方向アプローチ」の提案で完結している。

### 4.3. ツールキットの利用者

本ツールキットは、次のような個人と組織に利用されることを想定している。

- ビジネスと人権に関する NAP 策定のプロセスに関わる者
- NAP 策定のステークホルダーとして参加している者
- NAP のアドボカシーと研究に携わっている、または NAP に興味がある者

そのため、ツールキットは、NAP のプロセスに関わるステークホルダーの全体にわたって使用することができるようにできている。しかしながら、様々なステークホルダーがツールキットを使用することで、NAP の準備以外のところで、ツールキットに価値を見出す可能性がある（詳細を以下に挙げる）。

**政府官僚や選ばれた代表者**は、特定の地域や州レベルを含む国内の政策策定の方向性を示すためにツールキットを使用することができる（例えば司法へのアクセス、貿易の推進及び開発援助等）。同様に、国際機関や基準設定プロセスにおいて、政府が取る立ち位置を示すために使用することもできる。ツールキットは、人権や開発に関する計画を含め、NAP とその他の国家計画の調整を助長するために使用することができる。またこれは、政府の各段階の能力開発にも役立つものである。多国間あるいは二国間での援助機関は、基礎評価やプログラムやプロジェクトの立案や、モニタリングを行う際にツールキットを使用する可能性がある。

**市民社会**は、UNGPs や関連するビジネスと人権の枠組みの実施における国家のコミットメントや実施進捗をモニタリング評価するための、ベンチマーク基準としてツールキットを使用することができる。そのため市民社会はこのツールキットを、国家や企業とアドボカシーや対話を促進するために使用することができる。また、国家が地域、国際レベルの人権に関する義務を遵守するかについて、監督機関に報告書を提出するための準

備において使用することもできる。

**国内人権機関 (NHRI)** は、独自の協定により政府から NBA を実施するように要請された際に、ツールキットを使用することができる。ツールキットは、NAP 策定プロセスやステークホルダー委員会の招集者としての、役割を果たす NHRI にとっても役立つものである。ツールキットに含まれる原則や指標は、人権やビジネス上の問題に関わるモニタリング、調査、教育、報告といった活動を、国連パリ原則の指令に従い報告するために、NHRI が使用することができる<sup>76</sup>。

**ビジネス界**にとってツールキットは、国家が UNGPs を実施するのに伴い、NAP 策定プロセスに参加する準備をするための対策情報を得る上で役立つ資源であると捉えられるだろう。ツールキットは、国を超えて採用される UNGPs 実施のためのアプローチと、その他の人権とビジネスの対話との間で比較を行うために、企業によって使用されることもできる。

**メディア、研究者、学术界**は、政府の UNGPs への対応についての、より広範な調査、分析、報告、企業の信頼性、持続可能な開発を導く上で NAP ツールキットに価値を見出すだろう。

#### 4.4. ツールキットの主要な概念

本章では、NAP ツールキットの策定において、重要な 2 つのアイデアについて簡単に触れる。それは人権に基づく開発アプローチと人権の測定方法の 2 つである。双方を鑑みて、なぜこの概念がビジネスと人権に関する NAP において重要か、そして、それがいかに NAP ツールキットに影響するか簡単な説明を述べる。

##### 人権に基づく開発アプローチ

HRBA では、人々を開発の消極的なターゲットから、積極的な主体者へと変化させることによって、人々に力を与えることを目的としている<sup>77</sup>。このアプローチは、履行義務の所持者と権利の所有者の人権概念を通じて国と市民との関係を定義し、開発協力の全体的な目標として国家が人権の義務を果たし、市民が人権を主張できるよう其々の能力を定義する<sup>78</sup>。過去 10 年間に於いて、国家や国際機関による開発や開発援助のための政策やプログラムに、HRBA を盛り込むための努力が増加してきている<sup>79</sup>。

この目標を確実にすべく、HRBA は開発の各段階において 5 つの原則を定めている。これらは、「参加」、「説明責任」、「非差別と平等性」、「エンパワメント」及び「権利の合法性」である<sup>80</sup>。「参加」が重要な理由は、政府に参加することは民主主義的社会における権

利であり、開発におけるオーナーシップや持続可能性をもたらすものであるからだ<sup>81</sup>。「説明責任」は、履行義務の所持者が法律や政策に責任を持ち、人権基準に従う任務があることを求める。権利の所有者が、コンプライアンスの不履行に対する補償を得られることが求められるものだ<sup>82</sup>。「非差別と平等性」は、人権フレームワークの中で基本的な規範である。開発の文脈では、全ての人が開発プロセスや利益に平等にアクセスできなければならないと示唆している。最後に「合法性」とは、人権は法的な権利の付与として有効であると認識されなければならない、その内容は、国際、国内の基準に由来するものであることを意味する。

HRBA の原則は、いかにして実践に移されるのだろうか。権利の所有者の参加は、コンサルテーション、情報共有、完全な協力まで様々な形態をとることが可能であるが、これが鍵となる。権利の所有者は、開発の設計や実施に参加することができ、その影響について弱者や取り残されたグループの人々の声が聞き入れられるように特に注意しつつ、公平性という観点から、これらの評価を行うことができるように段階を経なければならない。HRBA の利点としては、情報の質や信頼性の向上、社会的文化的要素の政策やプログラム構築への適切な反映、介入のより良く広範囲にわたる理解、改善されたオーナーシップや成果、そして公的資源の使用における高いレベルでの効率や効果等が挙げられる。

HRBA 開発は、本レポートにおいて、以下の理由よりビジネスと人権及び NAP の策定と関連すると理解される。それは、企業活動や行為は、個人やコミュニティの開発結果に影響し、それゆえ人権にも影響を及ぼすという点だ。しかし、歴史的には、HRBA は民間セクターに直接対処するものでなく、政府主導の開発努力に重点を置いたものである。したがって、UNGPs は、人権のビジネス主導での開発の調和に役立つという意味で、HRBA にとって必要な要素であるとみなすことができる。しかしながら、この目標を達成するためには、国家による UNGPs 並びに関連するビジネスと人権の枠組みの実践が、「参加」、「説明責任」、「非差別と平等性」、「エンパワメント」及び「権利の合法性」の HRBA の原則にも従うものである必要がある。

したがって、首尾一貫していることや効率性、人権のために UNGPs やその他の関連するビジネスと人権の枠組みを実践するための国家の対応策が考えられ、HRBA に一致するように適用され（その逆も同様である）、開発の政策やプログラムが、完全にこれらの基準を統合するものとなることが適している。

## 人権の測定及び人権指標

その他近年の傾向として、人権に関するコンプライアンスの測定が挙げられる。例えば多くの開発実施者は、現在では潜在的な被援助のスクリーニングもしくは評価の目的で人権指標を使用する<sup>83</sup>。したがって、公的機関は、しばしば自分たちの活動による人権への影響に

ついて測定や報告を求められるが、市民社会は指標を使ってモニタリングやアドボカシーを行っている<sup>84</sup>。ビジネスセクターにおいては、その他の分野で開発されたテクニックを用い、CSR活動による人権への影響を測定している<sup>85</sup>。

人権が測定の対象になるとき、量的並びに質的基準は、その基礎となる概念の異なる要素と関連している<sup>86</sup>。その目的は、人権条約の義務を満たす上で、履行義務の所有者による進捗状況を評価するための基礎を確立することと、同様に個人やコミュニティが享受している人権の度合いを計ることである<sup>87</sup>。

特定のマーカーを人権概念に結びつけるプロセスは、「運用化」として知られている<sup>88</sup>。マーカーまたは「指標」は上述のように量的（数、割合、指標等）または質的なものであり、叙述的な形態（チェックリスト、質問等）も取り得る。これらは次の人権の実施に関する3つの「レベル」の1つに関するものでもあり得る。

**構造指標**は国内法、政策、法律、及び特定の人権要件を、これらが満たしているか、またはどのように満たしているのかに重点を置いている。

**プロセス指標**は、コミットメントを正当化し、所与の人権の実現に役立つ成果を上げるような公的プログラムや国家による特定の介入に関連している。

**成果指標**は、構造やプロセスにより蓄積された、影響として人権享受のレベルを反映させている。

これらの区分に関わらず、人権指標はできる限り時間の経過や他国間での比較に適切なように関連があり、信頼でき、シンプルで少数なければならず、弱者や取り残されたグループに対する深刻な影響を示すように分解可能でなくてはならない<sup>89</sup>。

## 人権指標と NAP

その他の人に関する法律と同じく、UNGPs は範囲が広く、複雑で、多くの点でオープンな言語を使用している。国家にとっては、UNGPs の実施が何を必要としているのかを理解することは、さらに具体的な内容の表現なしには自明なものではないかもしれない。同様に権利の所有者や市民社会、そして国際的な監督機関を含む各機関にとっては、国家の UNGPs に対する説明を継続的な形で保持するのは課題であろう。しかし、特定の基準が指標という形で UNGPs に付与され得るのであれば、国家とその他のステークホルダーの両者が UNGPs 実施について共有し、透明性のある形で記録、モニタリング、評価及び対話を図るには良いポジションにある。なぜなら、OECD 多国籍企業行動指針のようなその他のビジネスと人権の枠組み

は、国家の UNGPs の実施に役立つものであるため、こうしたその他の枠組みを実施するステップとして、UNGPs の指標は形成されることが可能であるからだ。これが NBA テンプレートだけでなく、NAP ツールキット全体を策定、構築する理由である。NBA テンプレートは、個々の国家やステークホルダーが適切な法的対応や政策対応を、国家レベルで講じる一方、NAP ツールキットは、さらに詳細で精通したより建設的なレビューのプロセスも提供する。

## 第5章：国家基礎評価（NBA）テンプレート

NBA テンプレートは、国家の UNGPs や関連するビジネスと人権の枠組みの現在の実施状況を評価するためのツールである。NBA 作成にテンプレートを用いることで、一貫性かつ透明性を持った方法で、国家は NAP の対応策を選定できる。また、国家の NAP が、一定期間に与える影響についての報告にも役立つ。

本章では、基礎評価の一般的な概念について紹介する。その後 NBA テンプレートのアプローチや構成について説明し、その使用方法について説明する。

### 5.1. 基礎評価とは何か

一般的に基礎評価は、介入開始時点で現状分析を行うための調査である。また、基礎評価の結果は、何らかの介入やプログラムの実施後に、実施前後を比較する際に使用できる。その目的は効果と結果の明確化、つまり、介入やプログラムの影響を評価することである<sup>90</sup>。

そのため基礎評価は、介入前後で、同様の方法で評価が実施されるように設計される必要がある<sup>91</sup>。これは標準フォーマット並びに明確な方法をもって行う必要がある<sup>92</sup>。基礎評価は通常、質的手法並びに量的手法を組み合わせで行われる<sup>93</sup>。量的手法は、資源が乏しい場合の新たなデータの生成、また既に良質なデータが存在する場合の二次的なデータを抽出する等の調査を含む<sup>93</sup>。また、分析官や評価官といった専門家のサポートを得て行うのが理想的である<sup>94</sup>。インタビューやフォーカスグループ等の質的手法は、価値観、意見、行動慣習及び文脈（社会的・文化的等）についての、補足的な情報を収集に使用することができる<sup>95</sup>。

NBA テンプレートは、付録4にて提示しているが、主に質的指標を用いるものである。しかし、これらは基本的に量的指標や国家レベルの基準に補完されるものである。さらに十分な資源が得られ、国家やその他のステークホルダーが望む場合には、地域的並びに国際レベルの基準に補完することもできる。

### 5.2. アプローチと構造

上述の通り、また本レポートの第4章に掲載の通り、NBA テンプレートの目的は、透明かつ一貫した土台により、HRBA や人権測定の基本原則に従い、国家による UNGPs やビジネスと人権の枠組みの現在の実施状況を評価することである。

したがって、NBA テンプレートの構造は UNGPs の構造を反映する。テンプレートは第1と

第3の柱の下、UNGPの一連の表によって構成されるものである。

UNGPsは広範囲にわたる性質を有するため、各UNGPはさらに複数の要素に分割することができ、各要素に指標を割り当てることができる。

NBAテンプレートの指標の多くは、関連する国際法や政府組織の基準に由来するものである。これらがさらに明確性をもち、人権保護という国家の義務に役立つため、一部の指標は、マルチステークホルダー・イニシアティブ、特定のテーマ別課題や産業セクターの取り組み等、その他のビジネスと人権の枠組みに基づいている。

NBAテンプレートの指標は、国家の各UNGPの実施状況を示すマーカーとして、国家レベルで調査可能である具体的な情報に目印をつけることで、UNGPsを運用化するものである。テンプレートの利用者が該当指標を探す判断基準として、短い質問リストが各指標に含まれる。

また、その他の文脈における人権指標と対照的に、NBAテンプレートには多くの指標が含まれることも留意すべきである。これは、単一の人権（水利権等）のみに着目するよりは、UNGPsがあらゆる人権に対して、制限がなく包括的な性質を持つためである。そのため、国家による様々な措置は、既定の指標を満たすであろう。結果、指標のリストは限定的でも、包括的なものでもなく、すべての指標に対する国家の積極的な対応が期待されてはいるわけではない。

この点に関連し、また本レポートで既に述べたように、特定のビジネスと人権問題が、国家の状況に関係している場合（例えば、国家が問題となっている課題に対処するため、政府全体で戦略を採用するか等）、さらに追加で綿密な調査をする必要がある。そのためDIHRとICARは、プロジェクトの第2段階において、追加の「テーマ別テンプレート」によるNBAテンプレートの補完を検討している。いくつかのテーマ別テンプレートは、子どもや先住民、女性等特定の権利の所有者のグループに焦点を合わせたものになるだろう。その他は、上記のようなテーマ別の問題に焦点を合わせたものになるだろう。DIHRとICARは、パートナー機関と共同で、テーマ別テンプレートを作成予定である。

加えて上述の通り、含まれる多くの指標は、量的というより質的なものである。NBAテンプレートは、応答者が望む場合には、要素や該当の指標に基づき、言葉による説明ができるように設計されている。

成果に着目する指標は、構造やプロセスと違い、この時点では含まない。その理由は、この特定や選定は、例えば国家は既存のデータ情報源を考慮する等、国家とその他のステークホルダーによる一連の対話を通じて進めなければならないためである。ただし、これについては本レポートの目的からは外れるものである。

さらに、NBA は可能な限り包括的であることが望まれる一方で、このツールキットの利用者は、NBA テンプレートが第 1 の柱に関する指標と、第 3 の柱の国家の救済策の側面に関する指標しか含んでいないことに気がつくだろう。NBA テンプレートが第 2 と第 3 の柱の企業の側面を除外しているのは、主に実用的な理由からである。多くの国家にとって、第 2 の柱の指標に必要なデータは、現時点で入手不可能だろう。例えば、ほとんどの国家は現在、人権政策や人権の公表している領域内の企業数のデータを持っておらず、またそうするだけの資源がない。さらに、ビジネス関連の人権侵害の範囲は通常、ひとまとめでは収集されておらず、訴訟やメディアレポートといった様々な既存の経路から抽出する必要がある。これもまた NAP プロセスにおける資源を超えた範囲である。しかし、国家は領域内のすべての企業に対し、法的行動を通じて直接的に制御はできないものの、企業行為に影響を与えることはできる。

それゆえ第 2 の柱は、第 1 と第 3 の柱に関連するデータ収集や対応策を通じて、NBA 及び NAP 両方の策定、並びに完成において、間接的に対処されることになるだろう。

最後に、NBA テンプレートの策定において採用された分析やアプローチは、指標に基づく人権モニタリングの枠組みを策定するアプローチや、NAP の既存のガイダンス策定から影響を受けたことは、繰り返し主張されるべきである<sup>96</sup>。

下記は NBA テンプレートからの抜粋であり、完全版は付録 4 に掲載する。

図 8: NBA テンプレートからの抜粋

指導原則 5	
<p>国家は、人権の享受に影響を及ぼす可能性のあるサービスを提供する企業と契約を結ぶか、あるいはそのための法を制定している場合、国際人権法上の義務を果たすために、しかるべき監督をすべきである。</p>	
<p>指導原則 5 の解説</p>	
<p>国家は、人権の享受に影響するサービスを民営化する場合、その国際人権法上の義務を放棄するわけではない。そのようなサービス業務を行う企業が国家の人権義務に合致した方法で活動することを国家が確保できない場合、国家自体の評判にもまた法的にも望ましくない結果をもたらすことになる。必要な措置として、サービス契約またはサービス提供を定める法令において、これらの企業が人権を尊重するとの国家の期待を明確にすべきである。国家は、しかるべき独立した監視及び説明責任制度を設けることを含む、実効的に企業活動を監督できることを確保すべきである。国家は、人権の享受に影響するサービスを民営化する場合、その国際人権法上の義務を放棄するわけではない。そのようなサービス</p>	
5.1. 公共サービスの提供	
<p>民間企業が人権の享受に影響を及ぼす恐れのある公共サービスを国家に提供する際、国家は人権保護が確保されるよう明確にしているか。</p>	
指標	問い
<p>法的または契約上の保護</p>	<p>中央政府または地方政府によって、サービスを民営化するにあたり、人権保護策を法律または契約で国家が規定しているか（健康、教育、介護、住宅、刑務所などのサービスの提供等）。</p> <p>こうした保護策には、公共サービスの民営化計画の潜在的な影響についての国家による人権侵害評価が、サービス提供前に含まれているかどうか。政府公共調達契約においては、企業がサービスを提供するにあたっての、人権の尊重、人権基準の遵守という国家の要請を明示しているか。</p>
<p>意識の向上</p>	<p>国家が、契約締結している企業に対し、人権に係る意識向上と尊重にあたって国家が採用している措置とは何か。</p>
<p>スクリーニング</p>	<p>企業による人権尊重の推進にあたって、国家が策定しているスクリーニング・プロセスの種類とは何か。人権尊重を実践する企業に対し、優遇措置を付与する選択的プロセスに国家は関与しているか。人権尊重が実践の結果が乏しい企業（劣悪または危険な労働環境、介護中等の従業員を酷使、虐待等）を入札プロセスから除外しているか。</p>

## 指針 5

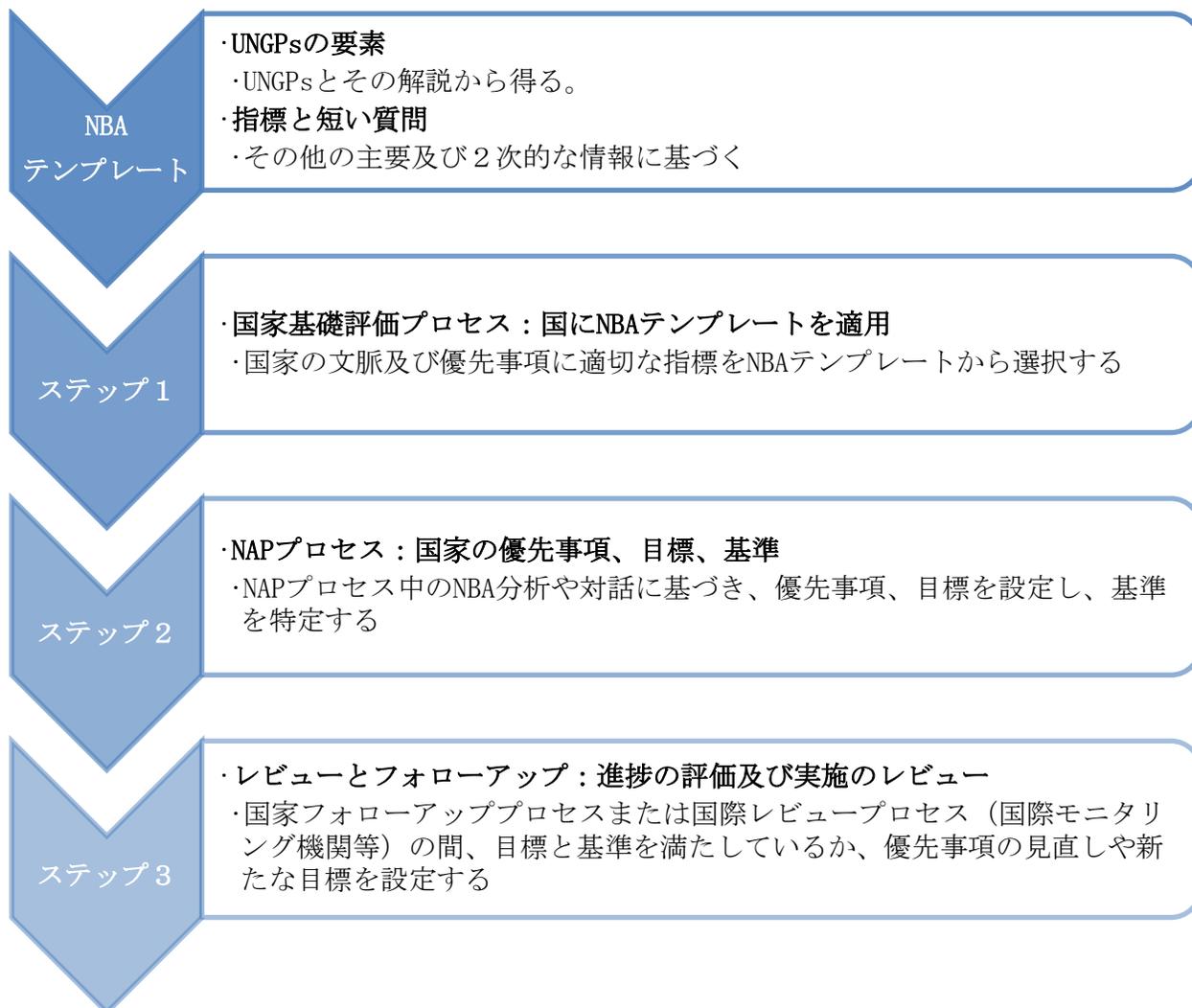
<p>モニタリングと監視</p>	<p>関係する国家の機関は、国家に代わってサービスを提供している企業の活動を効果的に監視しているか。国家は、民間業者の活動をモニタリング及び説明責任のための独立したメカニズムを設置しているか。国家は健康や安全に関するリスクの高いサービスに対して適した監視を行っているか。</p>
<p>その他の措置</p>	<p>国家は、モントルー文書を批准しているか。その場合、国内法では、コミットメントについてどのように定めているか。国家は、民間軍事会社のための国際行動規範を批准しているか。その場合、国内法や調達のプロセスで、コミットメントについてどのように定めているか。</p> <p>国家は、安全と人権に関する自主原則を批准しているか。その場合、公共の安全の提供を含め、国内法でコミットメントについてどのように定めているか。</p> <p>国家は、民間企業による公共サービスの提供が人権に悪影響を及ぼさないための、その他の措置を講じているか。</p>
実施状況	ギャップ
<p>既に策定されているまたは進行中の関連の政策、法と規制、規制及び／またはその採用状況のリスト。</p>	<p>コンサルテーションプロセスで受けたステークホルダーからの指摘を考慮し、指標や問いから明らかになった実施状況の結果が、指導原則の実行をどの程度反映しているか否かについてのコメントを提供する。</p>

### 5.3. テンプレートを国家の文脈に適用

NBA テンプレートに含まれる指標は、どの国家でも適切かつ適用可能であるように選択されている。資源が十分にある場合には、包括的な NBA を実施するため、NBA テンプレートを完全に仕上げることができる。しかし、各 UNGPs との整合性の分析や特定の問題分析、また意見交換において、選択的に使用することもできる。指標の選択が行われると、国家は改善に向けて指標を基に目標を定め、期限内に目標達成するための段階的な基準目標として機能するベンチマークを定めることができる。

次の図は NBA テンプレートを国家の文脈に適用するプロセスを示すものである。

図 9: NBA テンプレートを国家の文脈に適用するプロセス



## 5.4. 基礎評価のプロセスに関する推奨事項

第4章にて述べた通り、NBAは可能な限りHRBAや人権測定へのアプローチと一貫していなければならない。この目標を見据え、国家によるこれまでの基礎評価のレビューや、これらに関するステークホルダーの意見を反映させる上で、下記がNBAプロセスに関する推奨事項である<sup>97</sup>。

### 1. NBAをNAPプロセスの第1段階として利用する

NAP策定プロセスは、NBA策定とともに開始しなければならない。理想的には、NAPの取り組み領域、内容、優先事項に関する意思決定の前にNBAが完成しているか、少なくともステークホルダーに予備調査結果が提示されなければならない。

### 2. NBA策定における任務を適した組織に課す

NBA策定の任務は、適切な専門知識や能力のある機関に明確に割当てなければならない。理想的には、これは政党や特定の利害関係から独立したものとして見なされなければならない。この文脈における関係する専門知識とは、少なくとも、ビジネスと人権及び／またはCSRの分野の国内、地域及び国際的な基準や問題に関する知識や経験を含まなければならない。

### 3. NBA策定にステークホルダーを巻き込む

NBAの策定には、ステークホルダーからの情報提供が求められる。初期段階では、ステークホルダーは権利の所有者と履行義務の所有者の2種類だが、具体的にどのステークホルダーが関わるべきか判断するためにステークホルダー分析が行われる必要がある。次のステークホルダーの種類は、後述のマッピングで対応できる。

- **政府**: ビジネスと人権に関するあらゆる省庁や部署を含む
- **ビジネス**: 国の最大のセクターの代表者、中小企業、ビジネス協会を含む
- **国内人権機関、オンブズマン、公平性を訴える機関**: (国家に存在する場合)
- **市民社会**: 国内の文脈における特定のビジネスと人権の問題を扱うグループを含む
- **国際的並びに地域のアクター**: 国連機関、OECD、WTO、世界銀行等の代表を含む

問題となっているステークホルダーへのコンサルテーションは、知識や専門性のレベル、言語、参加に対する社会的、文化的及び金銭的障壁に配慮しながら適切な形で行われなければならない。コンサルテーションプロセスは、地元の新聞、インターネット及びラジオ等の適したメディアによる、サマリーレポートの公表等、あらゆる段階において透明でなければならない。

また、政府関係者による NBA についての意見交換や調整において、省を超えた運営委員会の設立は大きな利点となるだろう。

#### 4. 第1と第3の柱の下、策定されたあらゆる UNGPs のコンプライアンスやギャップを特定する

NBA は、第1の柱における UNGP、また第3の柱の国家の救済策に関するあらゆる UNGPs にとって、法令遵守を支援する国家の対策並びに国家の対策が不適切または乏しいために発生するギャップを、明確に特定するものでなければならない。そのため NBA 完成のためには、法令対策、国内状態、行政規則、政策、公的プログラム、公的機関によるその他の介入及び企業活動に関する調査を要するものである。

ギャップに関しては、NBA は訴訟、苦情のデータ、関連実施機関の報告、国内人権機関からの報告、労働組合、ビジネス協会、NGO、メディア及び学界を含む侵害や是正措置に関する情報を集め、反映するべきである。最後に、NBA は、ILO やその他の国連並びに地域人権組織のような、国際人権組織の関連する推奨事項を引用並びに照合しなければならない。NBA 完了に必要なデータの引用元は、公的統計、既存の調査結果、学術ジャーナル、新聞記事等が考えられる。既存のデータが僅かである特定の問題に対処する場合は、新たな基礎研究が必要になることもあるだろう。

#### 5. あらゆる人権に対応する

HRBA に合致するには、NBA は、権利全体への影響を考慮する意味で包括的であり、人権の普遍性や分割不可能性、また相互依存性の原則を考慮する意味で、経済的・社会的・市民的・政治的なものであるべきだ。

#### 6. 権利の所有者に焦点を合わせる

同時に、NBA はジェンダー、差別、先住民族等の問題に対処することによって、弱者や差別を受けたグループによる情報や意見提供を促進すべきで、またこれに重きを置く必要がある。また、国家の管轄外の人々を含む企業活動による、侵害を受け得る個人やコミュニティを権利所有者として認識し、こうした人々の権利訴求能力を上げることを目標としなければ

ならない。

## 7. NBA 分析の透明性を確保する

NBA は策定に使用した情報の出典元について透明性を保たなければならない（ただし、情報の開示により権利の所有者、人権擁護者、告発者、メディア等に対して報復の恐れがある場合を除く）。特定の UNGP の分析を省略する場合等、NBA が不完全である場合、その理由は明確に掲載されなければならない。

## 8. NBA の草案についてステークホルダーと協議する

ステークホルダーの見解は、NBA の草案策定において包括的並びに随時コンサルテーションプロセスを通じて確認できなければならない。このプロセスは、暫定的な結論を評価するため、NAP の最終決定の前でなければならない。

## 9. NBA を拡散させる

完成した NBA は、例えば、全文または結論の概要をステークホルダーの関連言語に翻訳し、政府ウェブサイトに掲載する等、適切な形態で公表され、あらゆるステークホルダーが利用できるようにしなければならない。

## 10. NBA をレビューし更新する

NBA は NAP と共に、定期的に更新・改訂されなければならない。

## 第6章：国別行動計画（NAP）ガイド

本章では、ガイダンスとしてはじめに NAP 策定のやり方を、次に NAP が対処する範囲、内容、優先事項について示す。

NAP ガイドのゴールは、一貫した強固な NAP プロセスを促進することである。この NAP プロセスは、ビジネスセクターにおける人権尊重を推し進める上で、意味がある実行可能で価値のある政府ツールであり、国家レベルやそれを越えた、先進的かつ持続的な変革に役立つものである。同時に本ガイドは、包括的、透明な権利の所有者のエンパワメントに向けた NAP プロセスを促進することを意図したものである。

このガイドは6つの領域において NAP の基準を設定している。

1. ガバナンスと資源
2. ステークホルダーの関与
3. 国家基礎評価（NBA）
4. 取り組み範囲、内容、優先事項
5. 透明性
6. 説明責任とフォローアップ

本ガイドは、公表されている各 NAP や関連資料についてのデスクリサーチを基礎としたレビューに基づいており、これにはステークホルダーのコメントや、本プロジェクトにおけるグローバルなステークホルダーとのコンサルテーションプログラムの結果が含まれる（第3章や付録3に掲載）。NAP ガイドの主要な要素のまとめは、本章の最後に掲載する。

本ガイドに基づく使いやすい NAP チェックリストは、本レポートの付録5に掲載の通りである。チェックリストはこのガイドや NAP ツールキットの残りの部分と組み合わせて使用されなければならない。

- NAP が策定されていない場合は、NAP チェックリストは NBA テンプレートと合わせて使用されなければならない。
- 既に NAP を策定している国家は、NAP チェックリストは既存の NAP を評価し、将来的な NAP の改訂や見直し版の作成をサポートするものでなければならない。

- はじめに NBA を完成させることなく既に NAP を策定した国家や、NBA テンプレートとは本質的に異なる NBA を基に NAP を策定した国家では、NAP チェックリストは既存の NAP を評価するために使用されなければならないが、新たな NAP の策定や改訂版が作成される際には、事前に NBA テンプレートを参照した上で完全な NBA を実施しなければならない。

NAP チェックリストは、NAP の要素である NAP ツールキットのモニタリングやレビューと直接リンクするものであり、本レポートの第 7 章に掲載している。ここでは、継続的かつ周期的な NAP のレビューが行われ、コミットメントに対する説明責任が果たされるように、NAP 事態へのフォローアッププロセスが明確であることが要求されている。

## 6.1. ガバナンスと資源

### NAP プロセスのリーダーシップとオーナーシップ

#### 6.1.1. NAP プロセスへのコミットメント

政府にとって第一歩目かつ中核となる工程は、NAP 策定と実施に向けた確固とした長期的なコミットメントを設定することである。このコミットメントにより、政府内において NAP プロセスは適切に資源配置され、優先されることになる。さらにこのコミットメントは、国内人権機関や学術界の専門家を含むその他の社会的アクターと共同で策定され、プロセス全体に亘る支援を確実にしなければならない。

#### 6.1.2. NAP プロセスへの責任の明確な規定とコミュニケーションの確保

全ての政策の策定プロセス同様に、NAP 策定においても効率性や説明責任には、政府内に明確なリーダーシップがあることが求められる。NAP への責任は明確に政府内のある組織（特定の政府省庁、局、機関等）に割り当てられていなければならない。この責任の配置は公的な宣言や決定事項の発表によって公に周知されていなければならない。責任を持つ組織は、NAP 策定、実施、推進、効率的なモニタリングのために必要な組織的な能力、政治的権限及び資源を有していなければならない。

#### 6.1.3. 政府の全領域におよぶ包括的アプローチの確保

ほぼすべての政府部署、局、機関は UNGPs の実施に関連する責任を負っている。必須かつ

完全なものにし、長期的に成功へ導くため、NAP は政府並びに外部の関係機関の部署等によるインプットを反映させ、彼らの完全な支援を受けなければならない。したがって、NAP プロセスを通じて定期的にミーティングを行うために、部署をまたいだ諮問グループや運営委員会といった調整メカニズムが立ち上げられなければならない。

#### 6.1.4. NAP プロセスの実施内容と計画の立案や公表

明確な実施内容、目的、少なくとも暫定的な期限を設けることは、あらゆる内外のステークホルダーが NAP プロセスへの関与を計画し管理できるようにするために重要である。したがって、これらは NAP 策定の前の草案の段階で、コンサルテーションの機会を設けるために公表されなければならない。NAP プロセスの内容が確定したら、あらゆるステークホルダーに確実に知らせるために、適切なメディアによって適切な時に情報を拡散させなければならない。

### 適切な資源配置

#### 6.1.5. NAP プロセスの適正な予算の決定

NBA の策定と完了を含む NAP プロセスを完了し、NAP 策定が完成したらそのモニタリングやレビューのために、十分な人的、経済的資源が NAP 策定プロセスに責任を持つ者に割り当てられていなければならない。

## 6.2. ステークホルダーの関与

### ステークホルダーによる実効的な関与

#### 6.2.1. ステークホルダーマッピングの実施と発表

関係する国内部のステークホルダーの多くは、国家の経済、労働、環境に対して重要な役割を果たしているビジネス団体、貿易組合、個々の企業等であるが、彼らは関係する政府部署にとって自明である。しかし、その他の関係者はこの通りでないかもしれない。例えば、先住民族や侵害されたコミュニティの代表者、移民労働者団体等、周辺化されたグループや危険に晒されたグループにとってはその可能性が高い。参加への権利を尊重するための前提条件は、あらゆる権利の所有者やその他のステークホルダーが取り組みの開始時点から特定されており、彼らによるインプットをその後に探せるようにすることである。次のカテゴリーはステークホルダーマッピングにおいて考慮されなければならない。

- あらゆる関係政府部署、機関、局、国営企業、警察、法執行機関を含む政府機関
- 司法と行政裁判所、代替的な紛争解決メカニズム、非公式の司法関係者
- 関係委員会を含む議会
- 重要な産業セクター、ビジネス団体、SME、自営業、単独貿易者、協同組合、非営利、非公式経済を含む企業
- 労働組合並びにその他の労働者を代表する団体
- 国家の司法管轄内外のコミュニティの代表者、権利の所有者や人権擁護者といった国を拠点とするか、国家に管理されている企業の指針に影響を受ける可能性のある人々
- 国内人権機関、オンブズマン機関、法的平等機関
- 関連する問題に対処する義務がある市民社会組織
- 一般的なニュースや専門ソースを含むメディア
- 研究機関、個人の専門家、ビジネススクール等の関連する教育機関を含む学問機関
- 国連機関や国家のチーム、世界銀行、地域開発銀行、OECD 等を含む国際レベルや地域のアクター

ステークホルダーマッピングの草案は、コメントや評価を得るために公表されなければならない。

#### 6.2.2. ステークホルダー関与のための明確な計画と期限の策定と発表

NAP プロセスに効果的に関わるためには、ステークホルダーは適切に情報提供されなければならない。NAP プロセスやコンサルテーションイベントの期限や主要な指標について知っている必要がある。協議計画や期限が設けられ、プロセスを通じて定期的に更新され、適切なチャネルを用いて拡散されなければならない。予定する計画の提出やフィードバックの期限が、全てのステークホルダーの時間や資源、能力といった面で現実的であることもまた重要である。

#### 6.2.3. 必要に応じた適切な情報提供と能力養成の実施

多くの国家の文脈では、UNGP や更に広範囲にビジネスと人権の問題は、政府内外の多くのステークホルダーにとっては新しいものである。その場合ステークホルダーは、彼らが意見交換会に効果的に参加し、NAP の形成に意味ある形で貢献するためには、例えば入門者向けトレーニング等によって情報提供を受けて、キャパシティ・ビルディングを行うことが必要になるだろう。

#### 6.2.4. 権限を剥奪された、またはリスクに晒されるステークホルダー関与の促進

特に弱者や周辺化されたグループ、人権擁護者、ジャーナリスト、市民社会職員等の、影響を受けるグループやコミュニティに属する権利の所有者は、NAP プロセスに関連した情報や経験を有しており、NAP プロセスに貢献することができる。しかしながらこうした関係者は、資源の欠乏、脅迫、報復の恐れ、社会的階級、恥、タブー等の公共の場に平等にアクセスすることを妨げるものや、公共の場で効果的に意見交換することを妨げられるといったことのために、参加を妨げられるかもしれない。

UNGP の第 1 の柱や HRBA により保護するという国家の義務に従い、政府には、リスクにさらされたステークホルダーが、効果的に参加できるようにする義務がある。それゆえこれを容易にするため、あらゆる適切な対応策が講じられなければならない。必要な工程は次のものを含む。機密または匿名での意見提出を可能にする、交通やその他の協議会参加にかかる経費負担、資料の翻訳とマイノリティ言語への翻訳、警察またはその他の保護手段、地域やステークホルダーを特定した上での意見交換の開催（子どもの個別のイベントやジェンダーで分けられたイベント等）。

#### 6.2.5. ステークホルダーによる運営委員会や諮問委員会の設立

いずれの国家においても、NAP プロセスのステークホルダーは多数存在する。すべてのステークホルダーが、プロセスにおいて平等に参加する機会を設けられているべきであるが、状況によっては、ステークホルダーの見解をより効果的に説明したいのであれば、ステークホルダー者の諮問委員会のための運営グループの設立が有効である。このグループはあらゆるステークホルダー分類の代表者によって構成される。

### 6.3. 国家基礎評価 (NBA)

#### NAP の土台としての NBA

##### 6.3.1. NAP プロセスの第 1 段階としての NBA の実施

NAP に含まれる UNGP 実施策の特定、優先付け、選定に関する一貫したアプローチを容易なものとするため、その策定のプロセスは、包括的な NBA からスタートしなければならない（第 5 章及び付録 4 を参照）。理想的には、NAP の目的、内容、取り組み範囲、内容、優先事項に関する意思決定の前に NBA が完成しているか、少なくとも予備的な結果は提示されていなければならない。

### 6.3.2. NBA 策定の任務の適切な機関への割当

どの政策意思決定プロセスでもそうであるように、どの問題が NAP のアクションとして優先され、どのような対策がその課題の対処のために最も適しているかについて、ステークホルダー間で競合する見方が存在する。そのためステークホルダーが、NAP を現状の正確かつ公平な評価として捉えることが重要である。これを達成するには、NBA 策定の任務は、関係する専門知識や能力を有する機関に配置されるべきであり、所属政党や特定の関心に関わらず評価されるべきである。関連する専門知識とはこの場合少なくとも、人権、ビジネスと人権及び／または CSR の分野における、国家や地域の国際基準や課題の知識や経験を指す。

### 6.3.3. NBA 策定におけるステークホルダーの完全な関与

第5章で詳述したように、政府関係者、権利の所有者、その他の外部関係者に要請して NBA の策定にインプットするようにしなければならない。彼らの見解は暫定的な結果を評価するため、完成する前の NBA の草案の段階で求められなければならない。

### 6.3.4. NBA の開示と普及

透明性の原則に従い、NBA は公表されなければならない。さらにその確定後は、あらゆるステークホルダーが利用可能な状態にしなければならない。そのために成果の全体または要約は、関係する各言語へ翻訳され政府ウェブサイトへ掲載され、関係者カテゴリーに適したコミュニケーションの形態をとる必要がある。

## 6.4. 取り組み範囲、内容、優先事項

### NAP の範囲

#### 6.4.1. NAP は UNGPs の全範囲に対処するものでなければならない

NBA に従い、NAP に含まれる対応策は、原則的に UNGPs 全体に対処するものでなければならない。NAP はまた、特定されたアクションが、どの様に問題となっている UNGP の実現に役立つのかを明示するものでなければならない。

#### 6.4.2. NAP は国家の管轄内の全範囲に対応するものでなければならない

NBA の範囲に従い、NAP は国家の管轄外の事柄も含め、国家の管轄の司法全体に拡大して解

積されなければならない。

#### 6.4.3. NAP は国際及び地域レベルの組織や基準に対応するものでなければならない

NAP の最初の着眼点は司法、政策、公共プログラム、対象国の機関であるため、NAP は同様に、国際金融機関（IFIs）、貿易機関、地域組織等関係する地域並びに国際的な機関と国家の関わりにまで範囲を広げている。

#### 6.4.4. NAP はテーマ別及びセクター別の人権問題に取り組まなければならない

1 つずつの原則に沿ったアプローチを採用していても、NAP は関係のテーマ別やセクター別の人権問題を無視することはできない。これらの問題には、例えば女性の権利、子どもの権利、先住民族の権利、労働者の権利、人身売買の禁止、奴隷制の禁止、安全保障と紛争、収入の透明性と管理、情報及び通信技術（ICT）が含まれる。

### NAP の内容

#### 6.4.5. NAP は UNGPS に対するコミットメントの声明を含まなければならない

NAP は UDHR やその他の国際、地域レベルの人権関連文書に倣い、UNGPS に対する政府のコミットメントについて明記し、その完全な実施に向けて必要な対策を講じなければならない。

#### 6.4.6. NAP は具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、期限設定のある行動計画を含まなければならない

NAP は、政府の取る具体的なアクションを特定しなければならない。対応策は NBA の結果と明確に結びついていなければならない。特に、NAP は実施において確認されたギャップに対応し、こうした問題に直接的に対応するか、または少なくとも適切な期間内での解決に向けて大きく貢献しなければならない。さらに、各項目は次の事柄を含まなければならない。

- 具体性：行動に関する項目は、具体的なギャップや問題に対処するものでなければならない
- 測定可能性：行動に関する項目は、その項目に対する進捗が測定可能かつ評価可能でなければならない
- 達成可能性：行動に関する項目は、時間や資源という点で現実的でなければならない

- 関連性：行動に関する項目は、UNGP やその他のビジネスと人権の枠組み、特定の権利の実現に結びついたものでなければならない
- 期限の設定：行動に関する項目は、実現の期限を設定しなければならない

## NAP の優先事項

- 6.4.7. NAP は最も深刻なビジネス関連の人権侵害を対象とする行動を優先しなければならない

NBA の結果を受け、NAP は行動のために、人権侵害が発生し逼迫した状況である場合、または侵害が既に起こったが対策が取られていない場合、それらの問題や状況に対する行動を優先しなければならない。国家はさらに、現実に行っている深刻な人権侵害や、人権が脅かされている事態（人々の生命、自由、安全及び核となる労働者の権利侵害、弱者グループの権利侵害等の非人間的な、あるいは品位を傷つける扱いがある場合）に対応して、緊急の対策をとらなければならない。

- 6.4.8. NAP は、HRBA に則し、最も脆弱で疎外された集団に焦点を当てなければならない

NAP は、特に最も弱い人々や疎外された人々のグループに目を向けなければならない。そのようなグループには、子どもや、場合によっては人種、民族、宗教、あるいは LGBT、障がい者、先住民族、老人、移民労働者とその家族、貧困層、ホームレス、田舎や地理的に隔離されたコミュニティの人、インフォーマル経済の労働者といったその他のマイノリティが含まれる。NAP はこうした人々やコミュニティを、権利の所有者として明確に特定しなければならない。こうした個人やコミュニティが人権を訴え享受できるように、国家による対応策を明確に示さなければならない。

## 6.5. 透明性

### 全てのステークホルダーに対する完全な透明性

- 6.5.1. NBA や NAP に関するその他の重要な調査や情報は公表されなければならない

NAP 策定のためのあらゆる情報は公表し、関心を持つ人が国内外から利用できる状態にななければならない。ただし、不当な嫌がらせ、脅迫、報復のリスクにさらされた人々の人権を守るために、書類を公表しないでおくこともできる。

## 6.6. 説明責任とフォローアップ

### 履行義務の所有者が実施責任を負う

- 6.6.1. NAP は個々の行動や全体的なフォローアップの実施に係る責任者を明示しなければならない

NAP に含まれるアクションポイントには、政府内のオーナーシップが明確に定められている。NAP の実施、報告、その他のフォローアップ策を調整する、全体的な責任も明確に定められていなければならない。

- 6.6.2. NAP は実行に係るモニタリングと報告の枠組みを規定しなければならない

NAP に設定されたコミットメントを有効なものにするために、進捗状況のモニタリングと報告が定期的に行われなければならない。フォローアップ項目のマッピングや、NAP のフォローアップに関する短期的・長期的目標は、本レポート第 7 章に掲載する。国家によって採用されるフォローアップのメカニズムに関わらず、NAP 自体は今後の国家の明確なプランを進めるにあたり、どのようなメカニズムが利用されるべきかを明確にしなければならない。

図 10: NAP の策定、実施、評価のステップ



## 第7章：NAP のモニタリングと評価

NAP の完成はプロセスの最終地点ではなく、実施段階のスタート地点とみるべきである。モニタリングと評価のプロセスをこの実施段階に組み込むことで、NAP のコミットメントの達成率をより高めることができる。同時に、モニタリングと評価による成功事例と失敗事例についての調査は、政府内外ひいては社会全体において、情報交換や最良事例の共有につながる。

本章では、国内並びに国際レベルにおいて、NAP のコミットメント達成に向けた取り組みの進捗管理の選択肢について検討し、分析する<sup>98</sup>。国際レベルでの、国連人権理事会の普遍的・定期的審査（UPR）のプロセス等、マッピングにより既存の人権報告メカニズムについて述べる。さらに本章では、ビジネスと人権の NAP や、これを実践するステークホルダーの取り組みをレビューする新たな専用のメカニズムについて検討する。

### 7.1. オプションのマッピング

#### 国内レベル

##### 政府主導の進捗のレビュー

最初のオプションは、NAP 達成にむけた政府の取り組みを政府自身が定期的にレビューすることである。NAP プロセスを採用する組織は、政府やステークホルダーによる運営委員会がある場合には、協力して課題に取り組むことが想定される。通常進捗レビューは、NAP の中間期並びに期間終了時点で行われることが適切である。いずれの場合においても、NAP プロセスに関連する一般原則は、第6章で述べた通り、特にステークホルダーの参加や透明性に配慮しながら適用されるべきである<sup>99</sup>。

レビューの期間中は、NAP で定められた目標や、基準に対する国家のパフォーマンスが、評価、報告される。これを基に、NAP に含まれる最終目標やコミットメントが更新され、改訂版 NAP がステークホルダーに対して公表される。

##### 国家による独立したモニタリングメカニズム

ここでは、最近採択された国連の7つ目の重要な人権条約である国連障がい者の権利に関する条約（以下、「CPRD」）の影響を受けている<sup>100</sup>。CPRD は、締約国による条約内容の実施

を促進し、国家に対して「独立メカニズム」を含むモニタリングする枠組みの確立を要しており<sup>101</sup>、1つ以上の「独立メカニズム」を含まなければならない<sup>101</sup>。

CPRDの下、国家のNHRI<sup>102</sup>のような既存の機関やこの目的で設立された機関に、この機能が割り当てられる。

国家は、このモデルをビジネスと人権と関連付けて適用することができるため、NHRIやその他の既存の機関または新設の機関は、NAP実施のモニタリングの役割を割り当てられる。複数の管轄区域にわたって設立された場合、こうしたモニタリング機関は（例えば地域や国家際レベルでの政府やステークホルダーのインプット、成功事例の共有等）、ネットワークを利用して関与することができる。このような意見交換のプロセスは、拘束性のある法的基準の策定に向けた議論の土台に必要な、各アプローチを徐々に収束させ、問題に対する共通の関心を持つ国家間の協力及び規範のコンセンサス、並びに相互信頼を強める効果もある。

## 国際レベル

### 国連人権理事会（UNHRC）による普遍的・定期的審査（UPR）

国連人権理事会（以下、「UNHRC」）は、人権や基本的自由を促進並びに保護する上で、広範にわたる権限を有する。UNHRCの主要な機能の1つは、普遍的・定期的審査（UPR）のプロセスの促進である。UPRにより、国連の192加盟各国の人権の記録が4年ごとに審査される<sup>103</sup>。審査の範囲は、世界人権宣言（UDHR）で保障され、国際連合憲章、その他の国連の人権関連の法律、批准された条約、自発的な公約、該当する国際人道法に規定される人権に従ったものである。

UPRは相互審査プロセスである<sup>104</sup>。これはUPRワーキンググループにより主導され、UNHRCの47の加盟国により成り立っている。このプロセスは加盟国3カ国が報告者となり協力を得る。対象国の審査は次の項目に基づく。(1)対象国の報告による情報、(2)専門家やその他の国連機関による情報、(3)NGOや国家のNHRI等その他のステークホルダーによる情報の3点である。

UPRは国連の加盟各国が審査対象国に対し、質問や勧告する等、相互の活発な議論を通じて進行する。最終報告書である「結果文書」では、議論の要約が提出される。その後対象国は、勧告事項のうちの誓約した事項を実施する責任を負い、2年後に中間審査を受け、ここでもステークホルダーが参加することができる。対象国は4年後に進捗情報を提供しなければならない。

現在の課題は、国家のビジネスと人権のNAPの評価やレビューレポートが、有意義かつ有

用性のある形で、UPR プロセスに組み入れるかという点である。このアプローチの利点は、国連の基本人権意見交換プロセスで、定期的に取り上げることによって、ビジネスと人権問題の政治的意義の向上や関心を集めることが挙げられる。一方でこのアプローチの欠点は、実際に発生、または逼迫していると認識されている他の人権問題を取り上げるために、ビジネス関連の人権侵害や問題が考慮されない可能性がある点である。別の潜在的な欠点は、審査実施国が、政治的にデリケートな問題や、自国が審査対象国になったときに他国からビジネス関連の人権侵害についての追求を避ける理由から、ビジネスと人権の問題について故意に取り上げない可能性があるという点である。

## 国連人権条約モニタリング機関

国連の核となる人権条約のうち、10項目が条約モニタリング機関の設立について言及しており、条約規定文書の下、国家による義務の履行を促すためである<sup>105</sup>。各条約機関は独立した専門機関<sup>106</sup>であり、締約国が条約における義務を履行しているかどうかを4年または5年おきに評価するという任務が課されている。

レビュープロセスは、各条約モニタリング機関によって詳細が異なるものの、通常は2段階から成り立つ。第1に、国家が提供するレポートは委員会の下位グループによるものとみなされる。下位グループは、このレポートや市民社会、NHRIからの情報に基づき、国家が取り組むべき「問題リスト」をまとめる<sup>107</sup>。その後、レビュー対象国は書面で「問題リスト」に回答する。第2セッションにおいては、国家の代表がレポートを発表し、委員会メンバーからの質問に応答する。これは代表と委員会間の「公的かつ建設的な意見交換」であることが意図されている。最後に、委員会は結論を出し、国家の義務履行状況や、改善にむけた意見等が述べられる。

UNGPは国際的に認識されている全ての人権に対応しており、基本的にあらゆる条約機関の議論で取り上げられることができる。さらに、国連の条約モニタリング機関である子どもの権利委員会及び経済的、社会的権利委員会は、ビジネスと人権問題に関連するガイダンスを既に作成した。国家によるUNGPの実施のレビューが段階的なものになる可能性もある。それは、様々な権利や権利の所有者への侵害は、各条約機関による国家の継続的なレビューの過程で、国連の異なる条約による対処を念頭に置きながら進めなければならないためである。

このようなアプローチは、ビジネス関連の人権侵害問題を分類し、弱者グループ等への侵害を防止、救済するための、HRBAの要件に則した対応策の制定に役立つものである。

他方で、特定の権利やグループに絞ったセグメント分析は、国家による企業規制全般に対

するアプローチの弱点や、あらゆる権利の所有者を公平に対象とする規制の欠点を特定することはなさそうである。さらに、実践的な意味では、レビュープロセスにおける時間と資源の制約があるため、UNGP の概念や基準が詳細まで検討されることは稀であろう。さらに問題となるのは、法律専門家が不在の場合、UNGP に対する異なる解釈が生まれる可能性があることである。

そのため、狭い見方では、条約モニタリング機関による専門的なレビューは他のプロセスに対して重要な補完情報となる一方で、それ単体では、国家の UNGP 実施に関する工程に対しての適切または一貫性をもった調査ができるとは考えにくい。

### 地域での相互レビュー及び報告プロセス

第 2 章で言及したように、欧州連合は EU レベルで共通の政策の枠組みが問題となっている事柄と関連しているという共通要素はあるが、加盟各国に CSR<sup>108</sup> 及びビジネスと人権並びにその他の関連のないテーマに関する、国家の行動計画作成を既に要請している<sup>109</sup>。2013 年に EU による相互レビューの実践の機会が持たれ、全ての加盟国の参加の下、加盟国の CSR NAP が評価された<sup>110</sup>。その他の NAP に関しては、加盟国はいわゆる「オープン・コーディネーション手法」の下、自発的相互レビューのプロセスに参加している<sup>111</sup>。

一般的なこのメカニズムのプロセスは次の通りである。第 1 に加盟各国は、コミュニティレベルでの、規定された政策目標や目的を達成するための対応策を講じる。続いて加盟各国は、対話での議論や調査に基づいた共通のフォーマット、基準、指標を用いてレポートを提出する<sup>112</sup>。その後、共通の目標達成のための各アプローチの比較、推奨事項を掲載した概略のレポートが作成される。

欧州評議会、一部の人権政策の分野における、緩めの法的基準のフォローアップと実施のため、加盟国による標準アンケートへの回答を基にした、要求度が低めの相互レポートを実践している<sup>113</sup>。

こうしたモデルはいずれも、欧州や OAS、ASEAN、アフリカ連合等、その他地域の組織でも模倣でき、ビジネスと人権に関する NAP に基づくフォローアップやモニタリングプロセスを補完することができる。実際に ASEAN 政府間の人権委員会は、最近 CSR を促進するための国家の対応策の相互レビューの実践をした<sup>114</sup>。OAS は、国家の UNGP 実施支援を決定した<sup>115</sup>。アフリカ連合は、アフリカの経済開発のための新たな協力関係 (NEPAD) を通じて、自発的なアフリカ相互レビューメカニズムを実施している。これは、経済並びに政治的ガバナンスの広範囲を網羅するため、UNGP が統合され得る適切なプラットフォームを提供しているように思われる<sup>116</sup>。

こうした NAP のフォローアップやモニタリングのアプローチの強みは、世界的な基準に加え、ビジネスと人権に関する地域の枠組みから、モニタリングや評価における情報を得ることができる点である。例えば国連等、世界的なレベルでのレビューでは、規則の役割や影響等、全てが考慮の対象にはならないかもしれない。他方で、地域化が進みすぎると、UNGP の解釈が地域によって異なり、世界的な共通の枠組みとしての UNGP の意義が軽減してしまう恐れがある。

既存の相互レビューの手順は、市民社会やその他のステークホルダーの十分な参加がなされていないという点も批判の対象となっている<sup>117</sup>。侵害を受けた権利の所有者やその代表者、特に参加国以外の地域の人々の見解が、地域中心のモニタリングプロセスにおいて、どのようにヒアリングされているかについて、注意深く配慮しなければならない。他方で、移動や使用言語等、実践的な面においては、地域のプロセスは利用しやすく、費用対効果が高いだろう。

### 国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループ (UNWG) によるレビュー

国連「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題」に関するワーキンググループ (UNWG) は、2014 年 2 月より NAP のレポジトリを開始した<sup>118</sup>。ここでは国家が公表するすべて完成版 NAP を収集している。2014 年 6 月、人権理事会は、UNWG における権限を更新するため、各国の NAP から情報収集する新たな任務を持ち、国家やその他のステークホルダーに対して UNWG へ関連情報を提供するよう促した<sup>119</sup>。特に、UNHRC は年次報告で、「国別行動計画のデータベースを構築するというワーキンググループの取り組みを歓迎する」、また年次の更新時に「国家に国別行動計画に関する情報提供を促した」<sup>120</sup>と示した。おそらく UNHRC の発言は、UNWG が現在、少なくともこのような取り組みへの参加希望する国家と連携し、国家の NAP の定期的なレビューに着手するための十分な土台を提供するものである。

市民社会グループや企業等の「ステークホルダー」参加という観点については、参加者が、特定の国の NAP の「シャドーレポート（実施状況の所見）」や、評価を提出できるレポジトリを UNWG が用意することで達成できる。これは、政府や UNWG による NAP やその他の情報と並んで検討の対象となる。

### 新たなビジネスと人権に関する国際法の下でのレビュー

国家が新たなビジネスと人権の法的文書を作成する際は、ビジネスと人権に関する専用のモニタリングやレビューのプロセスを掲載しなければならない。前述のマッピングや議論において示したが、人権関連文書は、義務の履行に向けた国家の対応策を具体的に示すもので

なければならないということは、もはや確立した規範である。本章の分析に基づき、モニタリングやレビューのオプションの範囲が確認できる。各々に利点と欠点があるが、国際的協定等に含むことができるだろう。

- 国連または UNWG による新たな独立した専門モニタリング機関によるレビュー
- 国家の履行義務が規定される法の下、設けられた国家のメカニズムによるレビュー
- 新たな国連ベースの相互レビューメカニズム、及び／または
- 地域レベルの相互メカニズムによるレビューまたは自発的な報告

## 7.2. NAP フォローアップ：短期・長期目標

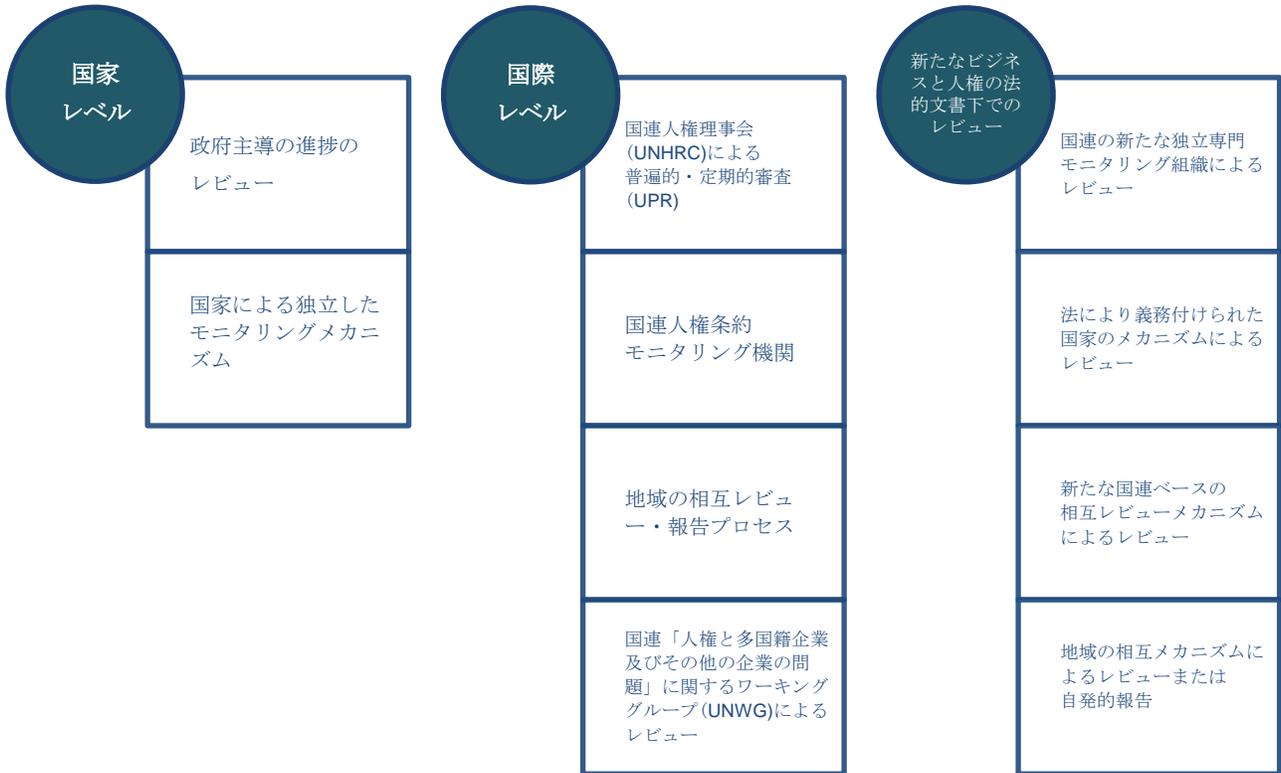
第6章では、NAP のフォローアップに関する原則が定められた。その原則は次のものを含む。(1)NAP は各アクションや、全体的なフォローアップに対しての責任者を定めなければならない、(2)NAP は実施状況のモニタリング並びに報告の枠組みを設定しなければならない。

さらに、短期的であっても、国家は UNWG や NAP のレポジトリと協力すべきである。UNCRPD の実施促進のモデルにヒントを得て、前述のように、独立機関による NAP のレビューやモニタリングの前提条件を提供しなければならない。

自国のトピック、また他国の参考のためにも、NAP コミットメントの策定と実施の報告を既存の UPR プロセスに統合すべきである。同時に、関連性のある場合は、国家は対応策について、国連の条約モニタリング機関への報告の前に、地域のメカニズムを通じて報告しなければならない。

長期的には、実施のモニタリングやレビュー方法は、地域レベル及び／または国際レベルにおける追加のモニタリングメカニズムにより補完されなければならない。国家は、この目的に向けて取り組まなければならない。

図 11: NAP フォローアップの手順



## 結論

企業は、企業自体の企業活動による人権侵害に責任を負い、人権尊重すべく方針や手法を改善していかなければならないが、個人やコミュニティの人権保護は、個別の人権と集合的な人権の双方ともに、完全に国家に依存するものである。

本レポートに含まれる調査結果や分析は、国家の人権保護という義務履行にあたって、NAP が有効な手段であること示すものである。NAP ツールキットは、NAP の共通アプローチとガイドラインの土台を形成するためのものである。

本レポートとツールキットが、国家レベルでの企業による人権や救済権利の尊重を促進するための法律、規制、政策策定に向けた、政府の具体的な計画立案を通じて、この分野における国家の大きな進歩に役立つことが望まれる。

NAP 策定のプロセスは、明確に公表され、適切な資源の配置がなされ、透明性をもたなければならない。また、企業、市民社会アクター、影響を受けるコミュニティ、権利の所有者を含むステークホルダー全体を巻き込まなければならない。さらなる検討、分析、精査、改善が必須であることに疑いの余地はない。NAP に関するガイダンスや UNGPs の実施は、変化する世界や地域の問題や状況に応じて展開されなければならない。これを考慮し、DIHR と ICAR では本レポート及びツールキットへの意見を随時受け付けており、今後も NAP に関する意見交換を進めていく。